

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 6月 20日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	1	第1		8	用語の定義	管内企業とは本市管内に本店等を有する企業をいう。とあります。等とは支店や営業所も含むという解釈でよろしいでしょうか。	市内に本店、支店及びそれに準じる事業所（該当業務を請け負うことが可能な営業所等）を設けている企業を指します。
2	5	第3	5	(2)	イ 敷地面積	敷地求積図のご提示をお願いします。	敷地求積図はありません。
3	6	第3	7		事業方式	3年に一度の精密検査において、貴市立会いの下で行う精密検査は運営・維持管理期間15年目の5回目検査と捉えておりますが、間違いはありませんでしょうか。	必要に応じて立ち会うこととします。
4	6	第3	8	(1)	イ 運営維持管理業務	(イ)・・・発生したし渣及び沈砂等を施設内で適正に処理することとありますが、貯留まででしょうか。	し渣は、要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。また、沈砂も同様とします。
5	6	第3	8	(1)	イ(イ) し渣及び沈砂等の処理	「し渣及び沈砂等を施設内で適正に処理」とありますが、これは要求水準書【運営・維持管理業務編】のp.9に示された性状等までの処理を指しているものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	7	第3	8	(2)	ク 残渣物の管理業務	市が実施する業務範囲に「・・・発生したし渣、沈砂等の搬出及び、場外搬出後の処理を行う。」とありますが、運営事業者にて実施する範囲は、運搬車への積込までと考えて宜しいでしょうか。	No.4に記載のとおりです。
7	7	第3	8	(2)	ケ 資源物の管理業務	市が実施する業務範囲に「・・・資源物の搬出・有効利用を行う。」とありますが、運営事業者にて実施する範囲は、運搬車への積込までと考えて宜しいでしょうか。	No.4に記載のとおりです。
8	7	第3	8	(2)	コ 既存施設の廃棄物処分業務等の実施	貴市にて実施される「水槽清掃」とは備え付けのポンプで汚泥を引き抜くまでをいい、槽内には残液や残渣物が残置されている状態で引き渡されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	7	第3	8	(2)	コ 既存施設の廃棄物処分業務等の実施	「既存施設の水槽清掃(汚泥引抜のみ)」とありますが、解体工事開始時には、全水槽が空の状態にて既存施設解体工事を開始できる状態と考えてよろしいでしょうか。	No.8に記載のとおりです。
10	7	第3	8	(2)	コ 既存施設の廃棄物処分業務等の実施	新設が稼働し、既存施設でし尿・浄化槽汚泥を搬入停止してから、全水槽が空の状態になるまでの想定期間をご教示願います。	現時点では未定です。詳細については、事業者との協議とします。
11	7	第3	8	(2)	コ 既存施設の廃棄物処分業務等の実施	貴市負担の既存施設の水槽を清掃するためには、既存施設の受電停止後、新設で受電し、新設から既存施設へ送電が必要と考えますが、新設から既存施設への送電する仮設設備は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	既存施設の受電停止は、水槽清掃後を予定しています。
12	7	第3	8	(2)	コ 既存施設の廃棄物処分業務等の実施	既存施設から新設へ移動するものはあるでしょうか。移動する場合、移動費は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	7	第3	8	(2)	コ 既存施設の廃棄物処分業務等の実施	「一般廃棄物の処分は可能な範囲で行う」とありますが、処分せずに残置するものをご教示願います。	一般廃棄物の処分は本市にて処分することを原則とし、搬出が困難な場合等については事業者との協議とします。
14	13	第4	1	(1)	入札参加者の構成等	業務の一部を請負又は受託することを予定している企業（以下、「協力企業」という。・・・）とありますが、一次下請及び二次下請を予定している企業を協力企業とするかは参加者の裁量との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
15	14	第4	2	(1)	ウ	主任技術者又は監理技術者は、現地工事着工後は、工事現場に常駐配置するという認識でよろしいでしょうか。	主任技術者又は、監理技術者については常駐配置する必要はありません。
16	14	第4	2	(1)	ウ 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	主任技術者又は監理技術者と記載がありますが、工種の指定はありますでしょうか。	建築一式工事業とします。
17	14	第4	2	(1)	ウ 本件施設の建築物の設計・建設を行う者の要件	(2)イの業務を担当する技術者と兼務可能と理解してよろしいでしょうか	要件を満たす場合は、可とします。
18	14	第4	2	(1) (2)	各業務を行う者の要件	(1)ウおよび(2)イにおける監理技術者の配置について配置する人員は建設工事業および清掃施設工事業の監理技術者に必要な資格を有している場合、兼務で1名でも認めていただけると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、建設工事業ではなく、建築一式工事業とします。
19	14	第4	2	(1) (2)	各業務を行う者の要件	国交省発行の監理技術者制度運用マニュアルでは、発注者との協議により認められた場合は、監理技術者の途中交代が可能とあります。本建設工事は設計・工場製作期間を含む工事であるため監理技術者の途中交代は可能と考えてよろしいでしょうか。途中交代可能な場合、設計・工場製作期間と現場工事期間で2名の監理技術者を配置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	監理技術者の途中交代は、実施設計及び製作期間と現場工事期間において、現地専任期間を明確に区分できる場合、設計及び工場製作のみを行っており、現場施工が行われていないときに限り、可とします。ただし、交代の時期は工程上一定の区切り（交代する期間が書面により明確になっている）と認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力を同等以上に確保することなどの措置により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと本市が認めた場合のみ交代が可能です。なお、配置予定技術者の申請は実施設計及び製作期間と現場工事期間の2名を申請してください。
20	14	第4	2	(2) イ	本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件	配置予定技術者は複数申請してもよろしいでしょうか。また、実施設計及び製作期間（非専任）と現地工事期間（専任）に分けて、それぞれ異なる技術者を配置可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 19に記載のとおりです。
21	14	第4	2	(3) イ	本件施設の運営・維持管理業務を行う者の要件	現場総括責任者は複数申請しても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	14	第4	2	(2)	イ	主任技術者又は監理技術者は、現地工事着工後は、工事現場に常駐配置するという認識でよろしいでしょうか。	No. 15に記載のとおりです。
23	14	第4	2	(2)	各業務を行う者の要件	(2)イにおける工事経験は、現場代理人および担当技術者での経験も認めていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	コリンズ等、書面で確認できる場合のみ可能とします。
24	14	第4	2	(3)	本件施設の運営・維持管理業務を行う者の要件	参加申請時から令和9年4月の運営・維持管理業務まで約4年間の期間があるため、入札参加申請時に申請した現場総括責任者が傷病をはじめとする諸事情により配置が困難になる場合があります。その場合は、貴市と協議のうえ、当該入札時の現場総括責任者の要件を満足する同等の技術者を充当することで、現場総括責任者の変更を許可していただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	14	第4	2	(3)	ア 本件施設の運営・維持管理業務を行う者の要件	「本件施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。」とありますが、「本件施設の運営・維持管理を行う者」とは、いずれの業務を実施する者を指すのでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。
26	14	第4	2	(3)	ア 本件施設の運営・維持管理業務を行う者の要件	「本件施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。」とありますが、運営事業者（SPC）から直接業務を発注する者すべてが「本件施設の運営・維持管理を行う者」（構成員）となる必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	15	第4	2	(4)	イ 既存施設の解体工事を行う者の要件	主任技術者又は監理技術者と記載がありますが、工種の指定はありますでしょうか。	建築一式工事業とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
28	15	第4	2	(4)	イ 既存施設の解体工事を行う者の要件	解体工事期間中に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、(1)ウ、(2)イ、(3)イの業務を担当する技術者との兼務を認めないと記載がありますが、時期が重複しなければ同一人物を配置することは可能でしょうか。具体的には、令和9年3月31日まで設計・建設の監理技術者として配置した者を、令和9年4月1日から解体工事の監理技術者として配置が可能でしょうか。	設計・建設工事と解体工事の主任技術者又は監理技術者を兼務することは認めません。
29	15	第4	2	(4)	イ	主任技術者又は監理技術者は、現地工事着工後は、工事現場に常駐配置するという認識でよろしいでしょうか。	No. 15に記載のとおりです。
30	16	第4	6	(1)	運営事業者の設立に関する要件	SPGの社長の常駐は必要でしょうか。	不要とします。
31	16	第4	6	(1)	運営事業者の設立に関する要件	運営事業者の所在地は、本件施設内で法人登記を行ってもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
32	16	第4	6	(2)	運営事業者の設立に関する要件	運営事業者への出資につきまして、代表企業以外の構成員の出資比率に制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	16	第5	6	(2)	運営事業者の設立に関する要件	運営事業者の代表企業の出資比率は50%を超えるものとしとありますが、運営・維持管理企業が主に業務を行うことからプラントの設計・建設企業ではなく運営・維持管理企業が50%以上の出資比率を保有することについては想定されていないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	17	第4	8	(2)	イ	特定事業契約に規定する物価変動等とは、「運営・維持管理業務委託契約書(案)」のp. 30に記載されている事項のことでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	20	第5	2	(5)	イ 運営・維持管理期間における保証	運営・維持管理期間における保証金額を「運営・維持管理業務委託契約に定める契約金額の総額を15で除した額の100分の10以上の額」とありますが、各事業年度の契約額が一定でなくても、「総額を15で除した額の100分の10以上の額」とすることと考えてよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書(案)に記載のとおりです。
36	22	第6	1	(3)	入札説明書等に関する質問受付	令和5年2月10日に公表された「実施方針に係る質問に対する回答書」のご回答内容は、公告後も有効でしょうか。	入札公告後は有効ではありません。
37	22	第6	1	(2)	現地見学会	既に現地見学会は終了していますが、提案図書作成にあたり、現地にて写真撮影(短時間)をすることは可能でしょうか。	不可とします。
38	28	第7	3		入札提案書類	提案書に関して、「技術提案書」と「添付資料」、「施設計画図書」と「提案図書概要版」を分冊として製本し、2分冊での提出としてもよろしいでしょうか。また、製本の方法はチューブファイル等指定はありますか。	合冊で製本し提出してください。なお、製本の方法については、チューブファイルとします。
39	28	第7	3		入札提案書類	提案書のページ番号について、「技術提案書」「施設計画図書」「添付資料」および「提案図書概要版」のそれぞれで通し番号をふるという考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	28	第7	3		入札提案書類	提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データの提出に関して、データ容量によりCD-Rに記録できない場合はその他記憶媒体での提出も可能でしょうか。その場合、使用できる記憶媒体に関してご教示ください。	DVD-Rでの提出を可とします。
41	28	第7	3	(1)	入札提案書類提出届等	様式第11号-1要求水準に対する設計仕様書は様式第11号要求水準に関する誓約書と合わせて入札提案書類提出届として提出し、施設計画図書には添付しないと考えてよろしいでしょうか。	施設計画図書に添付してください。なお、設計仕様書の次に添付してください。
42	28	第7	3	(4)	施設計画図書	(4) 施設計画図書の表紙は様式第13号技術提案書、様式第14号添付資料に合わせて作成してもよろしいでしょうか。	任意書式とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
43	28	第7	3	(4)	ア 施設概要説明書	(イ) 施設全体配置図は既設解体完了後の最終形の施設全体配置図のご提出でよいでしょうか。要求水準書【解体工事編】p16記載の、「本施設解体後の土地利用は現時点で未定であるが、現施設（テニスコート、グランドゴルフ場）と同様の利用方法を想定している。」の既設跡地利用計画想定図は含まないとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし解体跡地に現施設（テニスコート、グランドゴルフ場）と同様の施設の建設に必要な面積が確保されていることが必要です。
44	28	第7	3	(4)	ア 施設概要説明書	(イ) 施設全体配置図にて隣接地で記載必要な施設はございますでしょうか。	特にありません。
45	29	第7	3	(4)	ア 施設概要説明書	(チ) 工事工程表（設計工程、許認可関係も明記）とありますが、設計・建設工事業務の工事工程表と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	29	第7	3	(4)	ア 施設計画図書 (シ)	運営・維持管理期間が15年間に對し、「(シ)主要機器の耐用年数及び経年的補修・整備費一覧(20年分)」となっておりますが、15年分にしてもよろしいでしょうか。	20年分作成してください。なお、入札額に16～20年分の補修・整備費は含まれません。
47	29	第7	3	(4)	入札提案書類	(シ) 主要機器の耐用年数及び経年的補修・整備費一覧表(20年分)とありますが、運営・維持管理期間は15年間であるため、15年分の主要機器の耐用年数及び経年的補修・整備費一覧表を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 46に記載のとおりです。
48	29	第7	3	(4)	ウ 設計仕様書	本資料は「様式第11号-1」に記入して提出すればよろしいでしょうか。	様式第11号-1とは異なり、別の資料です。
49	29	第7	3	(4)	エ 図面(全般)	各図面の指定されている図面尺度は、A1用紙で作図した場合の尺度であると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	29	第7	3	(4)	エ 図面	図面サイズに関する記載がありませんが、全てA3版で作成するものと考えてよろしいでしょうか。またその場合、(イ)(ウ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(サ)の図面に関して建物の1階層または立面、断面の1方向が1枚の図面で収まらないため、適宜縮尺を変更してもよろしいでしょうか。	全てA3判で作成してください。また、縮尺の変更を可とします。
51	29	第7	3	(4)	エ 図面	全体配置図の縮尺が1/800ですが、図面が確認しやすい尺度に変更してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
52	29	第7	3	(4)	エ 図面	縮尺及び図面サイズ等については、サイズはA3サイズとし、1枚に納まる任意の縮尺での作図との考えでよろしいでしょうか。	No. 50に記載のとおりです。
53	29, 30	第7	3	エ	エ 図面	『縮尺および図面サイズ等については下記によること。』として縮尺のみ記載がありますが、図面サイズをA3用紙とし、A3用紙で確認していただきやすい縮尺へ変更してよろしいでしょうか。	No. 50に記載のとおりです。
54	30	第7	3	(4)	エ 図面	(カ) 水位高低図において、[縦1/100]と表記がありますが、水槽深さがわかるように縦方向のみ1/100として、横方向はNonscaleで用紙は横向きとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	30	第7	3	(4)	エ 図面	動線計画図の縮尺が1/800ですが、図面が確認しやすい尺度に変更してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
56	30	第7	3	(4)	エ(オ) フローシート (処理工程別)	フローシート(処理工程別)に記載する数量(槽数、基数、台数)は主要機器のものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	30	第7	3	(4)	エ(ア) 全体配置図	来場者(一般、見学者)のお見込の人数、時期のデータ、来場者用駐車場のスペースの御指定があれば御教示願います。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
58	31	第7	3	(4)	エ 図面	(ソ) 簡易パースは、要求水準書【解体工事編】p16記載の、「本施設解体後の土地利用は現時点で未定であるが、現施設(テニスコート、グランドゴルフ場)と同様の利用方法を想定している。」の将来計画に関しては、反映しなくてもよいとの考えでよろしいでしょうか。	No. 43に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
59	31	第7	3	(4)	エ 図面	(ソ)簡易パース(鳥観図(カラー))は、要求水準書【設計・建設工事編】別添資料3の視点位置で作成する必要があると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	31	第7	3	(4)	オ 設計書等	要求水準書【運営・維持管理業務編】及び要求水準書【解体工事編】を満たしていることを確認できる資料(設計仕様書)は、(エ)その他要求水準書に示す性能・機能を確認できる資料(運転管理を含む。)に添付すると考えてよろしいでしょうか。	「P.31 第7 3 (5) 添付資料」に添付してください。
61	31	第7	3	(4)	カ 工事関係	「(イ)各業務工程表」は各要求水準書別(①設計・建設工事、②解体工事)の2種類の工程表を別に作成し、ご提出との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	31	第7	3	(4)	カ(イ)各業務工事工程	設計・建設工事と解体工事の2枚を提出すればよろしいでしょうか。	No. 61に記載のとおりです。
63	31	第7	3	(7)	施設計画に係る提案概要	「施設全体レイアウト(解体工事終了後)」は要求水準書【解体工事編】p16記載の、「本施設解体後の土地利用は現時点で未定であるが、現施設(テニスコート、グランドゴルフ場)と同様の利用方法を想定している。」の内容を加味したご提案内容を想定させていただきますでしょうか。	No. 43に記載のとおりです。
64	32	第8	3	(2)	入札価格	「入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額」とありますが、既存施設の解体業務に係る対価も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	32	第8	4	(1)		提案書は、片面印刷と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、片面印刷としてください。
66	32	第8	4	(1)	提案書	提案書・施設計画図書・添付資料・提案図書概要版において、片面印刷または両面印刷の指定はありますでしょうか。	No. 65に記載のとおりです。
67	32	第8	4	(1)	提案書	各ページの下中央に通し番号(1/●~●/●)をふり…」と記載がありますが、A3版書類については1ページ扱いでしょうか。それとも2ページ扱いでしょうか。	1ページ扱いとします。
68	32	第8	4	(1)	提案書	「各ページの下中央に通し番号(1/●~●/●)をふり…」と記載がありますが、A3版書類については下中央でなく、折り込んでも見えやすい位置に通し番号を記載してもよいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。
69	32	第8	4	-	提案書	「技術提案書」「施設計画図書」「添付資料及び提案図書概要版」は提案書として合冊で製本し提出するのでしょうか。もしくは、各図書をそれぞれ分冊で製本して提出するのでしょうか。また、製本の方法はチューブファイル等指定はありますでしょうか。	No. 38に記載のとおりです。
70	32	第8	4	-	提案書	提案書のページ番号について、「技術提案書」「施設計画図書」「添付資料」および「提案図書概要版」のそれぞれで通し番号をふるという考えでよろしいでしょうか。	No. 39に記載のとおりです。
71	33	第8	4	(6)	提案書	関心表明書は提出しないこととありますが、提案書に構成企業以外の企業名を記載することは問題ないでしょうか。	構成企業以外の企業名を記載することは認めないこととします。企業名の記述に関しては、入札説明書に記載のとおりです。
72	33	第8	4	(6)	提案書	「関心表明書は提出しないこと」と記載がありますが、関心表明書を提出いただいた企業がいる旨は、提案書に記載してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、企業名を伏せて記載することとします。
73	33	第8	4	(8)	提案書	提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データの提出に関して、正副ともに一式としご提出するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
86	41	別紙3	4	(1)	イ運営・維持管理業務に係る対価	なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案する指標について公理性及び妥当性があると本市が認める場合、協議を行い落札者の提案する指標により特定事業契約を締結することができる。とありますが、事業期間中でも、事業者からの申し出により協議できると理解してよろしいでしょうか。	事業期間中の指標の変更は、社会情勢等の変化により当初の指標では適正に対価を算定できない場合等に限り、協議を行うことができるものとしします。
87	41	別紙3	4	(1)	イ運営・維持管理業務に係る対価	維持管理業務委託費A/変動費単価/光熱水費(電力などの基本料金を除く)において、各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本紙と事業者が変更内容を基に協議し、本紙が変更等を決定する。とありますが、電気料金の燃料調整費、再生エネ賦課金等の変動もこれに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	参加資格審査結果の通知時に、参加資格を有すると認められた者のみに回答します。
88	42	別紙3	4	(1)	イ 運営・維持管理業務に係る対価	変動費の薬剤費において、脱臭等、処理量の変動によらず固定的な薬剤費がありますが、それらは固定費 i に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。その際の対価の算定方法は変動費と同じと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。固定的な薬剤費も変動費として考えてください。
89	42	別紙3	4	(1)	イ 運営・維持管理業務に係る対価	変動費の電力使用料金において、脱臭・建築電力等、処理量の変動によらず固定的な電力量がありますが、それらは固定費 ii に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	電力使用料金については、様式集(6/26変更予定)第13号-16-1の算出条件を参照してください。
90	42	別紙3	4	(1)	イ 運営・維持管理業務に係る対価	電力使用料金において、各供給事業者等との需給契約以外の単価には、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価、燃料費調整額単価等も含まれると考えてよろしいでしょうか。	No. 87に記載のとおりです。
91	42	別紙3	4	(1)	イ 運営・維持管理業務に係る対価	補修費用は「補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。」とありますが、補修人件費、補修部材も物価変動により変動するため、応札時の内訳を基準として、物価変動の考慮をしていただきたくお願い申し上げます。対価の算定方法は例えば、「消費税を除く企業向けサービス価格指数/機械修理」(日本銀行調査統計局)等を御考慮いただければ幸いです。	契約交渉時の協議によります。
92	42	別紙3	4	(1)	イ 運営・維持管理業務に係る対価	補修費用は「支払金額の平準化に配慮」とありますが、予定した補修計画通りに機器類は故障するものではないので、「事業期間中において一律化」をしても良いと考えてよろしいでしょうか。その場合は様式第12号(別紙4)の固定費 iii は金額の一律化をして提出してよろしいでしょうか。	補修計画のとおりに計上してください。
93	44	別紙4			リスク分担表	不可抗力には、感染症等の疫病も含まれると理解してよろしいでしょうか。	含まれません。
94	44, 45	別紙 4			リスク分担表	主分担が貴市、従分担が事業者となっている項目に関しては協議の上、事業者が責任を負わない可能性があるとの解釈で間違いはありませんでしょうか。	負担割合の大小を示しています。
95	45	別紙 4			受入廃棄物の質の変動リスク	「注4)受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。計画処理量に対して著しい変動があった場合には、組合、事業者の協議による。」とありますが、受入廃棄物の質の変動につきましても、著しい変動があった場合には、委託料の算定についてご協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、本市と受注者の協議によります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
96	45	別紙4	運営段階		受入廃棄物の質の変動リスク	「受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等」のリスクにつきまして、事業者が従分担となっておりますが、運営・維持管理業務委託契約書第40条第2項に記載のとおり、「要求水準書等に定める性状の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分を受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したときは～費用の増加分について、当該事業年度の最終月に精算」されるものと理解してよろしいでしょうか。	受入廃棄物の質の変動により、明らかな影響が出ているとの根拠資料が提示された場合には、協議により決定します。
97	45	別紙4	—	—	注4)	注2の物価変動、注3の不可抗力に対して、一定程度までは事業者の負担との記載がありますが、一定程度の基準をご教示ください。	入札説明書に記載のとおりです。
98	45	別紙4	—	—	注4)	「・・・計画処理量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。」とありますが、著しい変動とは具体的にどの程度でしょうか。	No. 97に記載のとおりです。
99	45	別紙4			リスク分担表注3)	「一定程度までは事業者が負担し、」との記載がありますが、一定程度の目安をお教え頂けませんでしょうか。	No. 97に記載のとおりです。
100	45	別紙4			リスク分担表	注2)物価変動リスクについて負担割合は各契約書(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)第25条規定の認識でよろしいでしょうか。	各契約書(案)に記載のとおりです。
101	45	別紙4			リスク分担表	注4)「受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等」について事業者のリスク分担が△(従分担)とありますが、事業者が分担するリスクをご教示下さい。	著しい変動でない場合等は、事業者のリスクとなります。
102	45	別紙4			リスク分担表	注4)「計画処理量に対して著しい変動があった場合」とは、本書p5(3)処理能力の各処理対象物の計画処理量に対して、それぞれ±何%を超えた場合でしょうか。	+10%を上回ること、-10%を下回ることを指します。
103	45	別紙4			リスク分担表	物価変動リスクについて「一定程度までの変動は事業者の負担」とありますが、「一定程度」というのは、運転・維持管理業務委託契約書の別紙3物価変動などによる改定で明記されている各項目の指標の「±1.5%以内」との認識でよろしいでしょうか。	No. 97に記載のとおりです。
104	45	別紙4			リスク分担表	不可抗力リスクについて「不可抗力における一事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担」とありますが、「一定程度」というのは、運転・維持管理業務委託契約書の別紙4不可抗力の場合の費用分担(第46条)に記載の「運営・維持管理業務委託料を15で除した金額の100分の1以下の額」との認識でよろしいでしょうか。	No. 97に記載のとおりです。
105	45	別紙4			リスク分担表	受入廃棄物の質の変動リスクについて事業者側に記載されている△従分担とはどのようなことを想定されているかご教示願います。	No. 96に記載のとおりです。
106	45	別紙4			リスク分担表	受入廃棄物量の変動リスクについて事業者側に「△」が記載されていますが、「協議により決定する」という意味で△が記載されているのでしょうか。	No. 101に記載のとおりです。
107	52	別紙6	2	(2)	地域貢献に係る提案の実施状況の確認にかかる手順等	イ事後確認(イ)に「実績報告書【運営・維持管理期間】の内容を証明する書類(契約書の写し等)を提出しなければならない。」とありますが、様式集参考資料1「運転管理人員」に記載する人件費単価および費用を証明する書類として採用していただけるとの認識でよろしいでしょうか。給与明細の提出はプライバシー保護の関係上提出不可と考えております。	お見込みのとおりです。
108						昨年度実施の見積等調査および実施方針時の質問回答書の回答内容は公告後も有効と考えてよろしいでしょうか。	No. 36に記載のとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 6月 20日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

2-1 要求水準書に対する質問【設計・建設工事編】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	2	第1章	第1節	6	敷地面積	新設処理棟建設の計画通知に必要な敷地求積図およびCADデータのご提供をお願いします。	1 入札説明書に対する質問No. 2のとおりです。
2	2	第1章	第1節	6	敷地面積	敷地高低測量図およびCADデータのご提供をお願いします。	平面図、縦断図、横断図は添付資料1のとおりです。CADデータは、参加資格審査結果の通知時に、参加資格を有すると認められた者のみに回答します。
3	2	第1章	第2節	6	敷地面積	32,341.65㎡の範囲をお示しください。	添付資料2のとおりです。
4	2	第1章	第2節	6	敷地面積	計画地内に土壤汚染があった場合の土壤洗浄費用、工期などは別途精算、協議頂けると考えて宜しいでしょうか？	計画地に土壤汚染はないものと考えています。なお、土壤汚染が発見した場合の対応費用や期間等は協議により決定します。
5	2	第1章	第2節	1	全体計画	災害対策に十分に配慮するとありますが、災害時における事業継続計画等の参考とするため、鈴鹿市災害廃棄物処理計画をご提示頂けないでしょうか。	参加資格審査結果の通知時に、参加資格を有すると認められた者のみに回答します。
6	3	第1章	第2節	5	1) 処理設備	(5) 消毒設備 高度処理水中に残存する細菌類等を〔塩素〕により殺菌し、放流するための設備とする。とありますが、維持管理性等に優位性が認められる場合は紫外線消毒装置等の提案も認められると考えて宜しいでしょうか。	提案を可とします。ただし、要求水準同等以上（機器等の性能、耐久性、維持管理性、ランニングコスト、使用実績等が同等以上）であることともに、提案内容が発注者のメリットになることを明記してください。
7	4	第1章	第2節	5	2) (1) 土木建築設備	「処理部と管理部の同フロアの階高は可能な限り合わせるものとする。」とあるのは、各フロアの床に段差を設けないという意味と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	4	第1章	第2節	6	1) 地形・土質等 (3) 地質	「地質調査資料（別添資料 2）」の、調査結果のボーリングNO. 1に「GL-5.60m 付近でコンクリート殻が混入」とありますが、その辺りの埋設物は消化槽と考えられますが、現場確認時に拝見した旧施設図の消化槽は3,100mm程の深さしかありません。旧施設の設計GLと既存施設の設計GLの標高差をご教示ください。	現況を優先とします。
9	4	第1章	第2節	6	1) 地形・土質等 (3) 地質	「地質調査資料（別添資料 2）」の、(2) 地下水位の考察に「南側丘陵地で行われた既存施設の地質調査時には、自噴するほどの被圧地下水位が見られたが～」とありますが、既存施設の地質調査書（1式）をご提示ください。	添付資料3のとおりです。
10	4	第1章	第2節	6	立地条件	新施設建設予定範囲について、「別添資料2 地質調査報告書 P71 5.4 (1) 地質」に旧処理施設残存物と記載がありますが、地中埋設として存置されているものと考えてよろしいでしょうか。存置されている場合、残存物がわかる資料をご提示願います。今回の計画において影響のない範囲については存置のままと考えてよろしいでしょうか。旧処理施設残存物として提示されるものと異なる残存物が発見された場合の対応費用は貴市より補償いただけると考えてよろしいでしょうか。	旧処理施設残存物については、お見込みのとおりです。残存物については添付資料4のとおりとします。今回の計画範囲内においては、全て撤去することとします。資料から予測できない残存物等が確認された場合、対応費用や期間は協議により決定とします。
11	4	第1章	第2節	6	立地条件	敷地境界がわかる資料をご提示願います。	添付資料5のとおりです。
12	5	第1章	第2節	6	2) 都市計画事項	建設予定地は市街化調整区域に該当しておりますが、都市計画法29条許可申請の不要など、建築工事の許可等の事前協議は完了していると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	5	第1章	第2節	6	2) 都市計画事項	当該敷地は建築基準法51条の都市計画決定を受けている敷地との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
14	5	第1章	第2節	6	2) 都市計画事項	河川保全区域, 埋蔵文化財など, 記載事項以外に規制区域指定はありますでしょうか。	規制区域指定は, 要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。 ただし, 河川に係る構造物, 埋蔵文化財の発見については, 協議を実施し, 必要に応じて, 工事を中断することがあります。
15	5	第1章	第2節	6	2) 都市計画事項	諸官庁との事前協議事項がありましたら, ご教授願います。	現時点では, 特に想定しておりません。
16	5	第1章	第2節	6	4) 敷地周辺設備	各項目の取合い点を図面にてお示ください。	要求水準書【解体工事編】別添資料のとおりです。
17	5	第1章	第3節	6	4) 敷地周辺設備 (4) 生活用水	取合い点での口径, 管種, 水圧をご提示ください。また, 敷地外でお借りできる資材置き場の上水メーターの口径, 水圧もご提示ください。	口径50mm, 管種PB, 水圧約0.5MPaです。 敷地外資材置き場にメーターはありません。水圧は上記と同程度です。
18	5	第1章	第2節	6	4) 敷地周辺設備	(3) 放流設備において, 我入坊川に放流する配管の位置や高さ指定があれば, ご教示ください。	各社提案とします。
19	5	第1章	第2節	6	4) 敷地周辺設備	(5) 生活用水設備において, 既設上水配管の引き込み位置や埋設高さが分る資料があればご提示ください。	No. 16に記載のとおりです。
20	5	第1章	第2節	6	4) 敷地周辺設備	敷地内既設井戸は新設工事範囲にあるため, 工事中は敷地内移動からの井水供給ができなくなる可能性があります。既存新設運用に関しては, 敷地外井戸からの井水供給でまかなえるものとの考えでよろしいでしょうか。	敷地外井戸2本は現施設のプロセス用水として自動運転, 敷地内井戸1本は既設処理水貯槽の補水用として手動運転しています。 敷地外井戸から既設処理水貯槽への送水は可能ですが, 供給の際は運用に支障のないよう, 事業者にてポンプ・バルブ操作, プロセス用水水槽の水位監視等を実施することとなります。
21	5	第1章	第2節	6	4) 敷地周辺設備	敷地内に新施設建設予定範囲で, 既存施設への電源や水道など取り合いが必要な場所がありましたらご教授願います。	特に想定しておりません。
22	5	第1章	第2節	6	4) 敷地周辺設備	電気, 電話, 水道, 井水, 放流, 雨水の取り合い点・r取合条件をご教授願います。	No. 16に記載のとおりです。
23	5	第1章	第2節	6	4) 敷地周辺設備	雨水は既設雨水ルートも活用し公共用水域に排水するものとの考えでよろしいでしょうか。その場合の取合位置・取合条件をご教授願います。	No. 16に記載のとおりです。
24	5	第1章	第2節	6	4) 敷地周辺設備	放流配管の接続は新設建設用地内の既存配管接続可能と考えてよろしいでしょうか。新設にて河川に直接放流を行うことが必要な場合には, 所轄河川課による設計条件が発生すると思えます。放流地点や設計・施工に伴う条件をご指示願います。	お見込みのとおりです。 放流地点等はNo. 18に記載のとおりです。
25	5	第1章	第3節	6	5) 気象条件	「(2) 降水量 : 最大 209.0mm/日 (令和元年) (3) 風向風速 : 最大 41.4m/s (平成30年)」 とありますが, 鈴鹿市クリーンセンターで過去水害風害によって被害を受けられたことがありましたらご教示ください。	平成30年度の台風21号の暴風で, 車庫棟のシャッターが破損しました。
26	6	第1章	第3節	3	変更	建設予定地は土壌汚染等はないものと考えてよろしいでしょうか。万が一土壌汚染が確認された場合の対応費用や期間は貴市より補償いただけると考えてよろしいでしょうか。	No. 4に記載のとおりです。
27	6	第1章	第3節	4	材料及び機器	「本市が指定した機器等はこれを使用」とありますが, 具体的に想定されている機器及びメーカーをお示ください。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
28	7	第1章	第4節	1	試運転	新施設稼働に向けて必要な種汚泥は既存施設より譲渡いただけるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	7	第1章	第4節	1	試運転	種汚泥を既存施設から移送する前に, 新設の生物処理に合わせて汚泥負荷を事前調整いただくことは可能でしょうか。	既存施設の運転指導及びその運転等に対する不具合等生じた際の責任は事業者がとる場合は可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
30	8	第1章	第5節		2) 試運転期間の経費分担	下記2項目に関しては貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。 ㊦沈砂の処分費用 ㊧脱水し渣、助燃剤の運搬及び処分費用	㊦・㊧共に搬出先への運搬・処分は本市負担としますが、現施設内指定場所までの運搬・車両等への積載は受注者負担とします。
31	8	第1章	第5節	3	3) 性能試験者とその期間	「資源化製品については3日間連続サンプリング）以上実施」とありますが1日当たりのサンプリング回数は1回と考えてよろしいでしょうか。	1回/日以上としてください。
32	8	第1章	第5節	2)	経費分担	試運転期間における実負荷（し尿等）運転開始以降の経費の分担において、沈砂・脱水し渣・助燃剤の搬出および処理・有効利用は『運営・維持管理業務編』と同様に貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 30に記載のとおりです。
33	8	第1章	第5節		経費分担	受注者負担に「種汚泥の搬入」とありますが、既存施設から必要量を移送可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	8	第1章	第5節		経費分担	試運転期間における経費の分担に、「助燃剤搬出」「沈砂搬出」が含まれていませんが、どちらの負担になるのでしょうか。	No. 30に記載のとおりです。
35	12	第1章	第9節	6	2) 旧施設解体工事	旧施設解体工事の工事範囲及び解体工事数量がわかる資料をお示しください。	No. 10に記載のとおりです。
36	12	第1章	第8節	6	2) 旧施設解体工事	本工事の解体に含まれると想定する旧施設躯体（水槽）について 弊社の他自治体発注工事において、水槽防食塗膜やモルタル素地材などからアスベストが検出された事例があります。埋設されている解体部にもアスベスト含有の懸念があり、調査後、含有が判明した場合、通常解体工事の係る費用以外のアスベスト撤去に関する費用は別途精算とすることよろしいでしょうか。	協議により決定します。
37	12	第1章	第8節	6	2) 旧施設解体工事	新施設建設予定地に旧施設の構造物が埋設されているとのことですが、埋設時の数量や写真等の資料や情報がありましたら、ご提供をお願いします。	No. 10に記載のとおりです。
38	12	第1章	第8節	6	付帯工事、その他工事	旧施設解体工事とありますが、具体的な資料が無いように感じます。解体工事に関する配置図及び解体構造物の図面など資料の提供をお願いします。また、新設処理棟建設工事の施工におよぶ範囲の撤去など、撤去範囲に関する条件もありましたらご提示願います。	No. 10に記載のとおりです。
39	12	第1章	第8節	6	付帯工事、その他工事	新施設建設範囲内の旧施設の解体撤去工事において、資料から予測できない地中障害物等が確認された場合の対応費用や期間は市より補償いただけると考えてよろしいでしょうか。	協議により決定します。
40	12	第1章	第8節	6	付帯工事、その他工事	新施設建設工事の設備範囲は本施設に関する範囲とし、新設施工中及び既存施設撤去及び撤去完工に伴い供給するものは無いと判断してよろしいでしょうか。もし、供給が必要なものがありましたら、取合条件及び設計条件をご教授願います。	要求水準書【解体工事編】別添資料1「施工禁止範囲」の散水栓、外灯への供給が必要です。 なお、取り合い条件等は各社の提案によります。
41	13	第1章	第9節	1	4) 図面	「縮尺及び図面サイズ等」と記載がありますが、図面サイズの記載がありませんが、A3サイズとし、縮尺は図面内に納まる縮尺にて任意とするの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	13	第1章	第9節	1	3) 設計仕様書	設計仕様書(各種リストを含む)とありますが、リストとは別添資料6～8に示されている内部仕上リスト、建築機械設備リスト、計装一覧表と理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
43	14	第1章	第9節	1	4) 図面 (2) 動線計画図（屋外）	既設で運用されている車両の仕様、サイズがわかる資料（沈砂搬出車、バキューム車、薬品等ローリー車、脱水汚泥搬出車など）についてご教授願います。	以下のとおりです。 なお、沈砂搬出車、脱水汚泥搬出車は新施設運用前に更新の可能性があります。 沈砂搬出車：2tダンプ バキューム車：2, 3, 4, 7, 10t 車（10t車：長さ982cm, 幅249cm, 高さ301cm） 薬品ローリー車：不明 脱水汚泥搬出車：シート式天蓋付き2tダンプ×2台（長さ469cm, 幅179cm, 高さ210cm）
44	15	第1章	第9節	1	(14) 簡易パース	契約設計図書提出時の簡易パースについては鳥観図・アングルなどの指定はないものと考えて宜しいでしょうか。	実施設計図書と同様とします。
45	17	第1章	第9節	3	1) 施工図 (4) 付帯工事	「④車庫・倉庫施工図」とありますが、今回付帯工事に倉庫棟はございませんが、「車庫施工図」と読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
46	19	第1章	第9節	5	完成及び引渡し図書の帰属	「1) 受注者は、完成及び引渡し図書の全ての著作権を本市に無償譲渡するものとする。」とありますが、この権利及び権限は、本事業の実施に必要な範囲で、と理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
47	20	第1章	第10節		正式引渡し	「第1章第8節に記載された「工事範囲」の工事をすべて完了し」とありますが、門・囲障工事や植栽工事などが既存施設解体後になる部分があります。建設工事完了時に完了できない部分に関しては解体工事完了後の引渡しとしてもよろしいでしょうか。	解体工事の完了検査時にて、同時に確認することとします。
48	20	第1章	第10節		正式引渡し	既存施設解体工事によって本施設が供用開始する際に工事が完了できない部分があり、設計・建設工事の工期が長期化し、技術者等の配置や工事金額の支払いに問題が生じます。そのため、当該工事に関しては解体工事の所掌とさせていただけないでしょうか。	解体工事において実施する整地工事にて、外構工事を行う場合は解体工事の所掌となります。
49	20	第1章	第11節	1	関係法令の遵守	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に準拠する範囲は、見学者の動線に係る範囲と考えてよろしいでしょうか。また「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」における基準については、「整備基準」への準拠と考え、「望ましい基準」への準拠は不要と考えてよろしいでしょうか。	各社提案とします。
50	21	第1章	第11節	2	許認可申請	都市計画法29条許可申請の不要および、建築基準法51条関係の協議については、貴市内部で済んでいるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 12, 13に記載のとおりです。
51	21	第1章	第11節	2	許認可申請	既設建物（既設処理棟、処理水貯留棟等）の行政提出書類および確認申請書類の借用は可能でしょうか。	可能です。
52	21	第1章	第11節	2	許認可申請	建築確認申請手続きは計画通知となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	22	第1章	第11節	4	1) 周辺への影響	太陽光発電設備への影響に配慮して計画することは理解しますが、立地条件及び建設施設の規模の制約から対応にも限界が考えられ、太陽光発電に影響する状況が考えられます。その場合には、協議に応じていただけると共に、それに伴う付加される工事は発生しないものと判断してよろしいでしょうか。	提案された計画にて太陽光に影響があるものが最優秀提案と選定された場合は、影響の程度や対応について契約前に協議を行う予定です。 それに伴う追加工事や費用の負担は協議により決定しますが、発電量低下の補償については原則本市の負担となります。 ただし、以下の場合等は、受注者の責となります。 ・提案と異なる影響範囲となった場合 ・過大な仮設等で影響が増加したと判断出来る場合 ・施工中の過失により発電設備に影響を及ぼした場合

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
54	22	第1章	第11節	4	1) 周辺への配慮(6)	太陽光発電設備に可能な限り影響が出ないようにすることと記載がありますが、新施設の影響で発電量が低下し、万が一所有者から損害を請求された場合、補填費用等のリスク分担をご教示ください。	No. 53に記載のとおりです。
55	22	第1章	第11節	4	1) 周辺への配慮(6)	建設地北東にある太陽光発電設備への影響を可能な限り抑える計画としますが、工事中や本件施設による影響に対する補償は受注者の責任範囲外と考えてよろしいでしょうか。	No. 53に記載のとおりです。
56	22	第1章	第11節	4	1) 周辺への配慮(7)	建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、施工時に留意すべき事項がある場合には、制約条件や関係資料をお示しください。	制約内容は施工内容により異なるため、受注後の確認事項となります。
57	22	第1章	第11節	4	1) 周辺への配慮(7)	「建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）と協議が必要となる可能性があるため」とありますが、鉄道敷の敷地境界をご教示ください。また、既存施設建設の際に協議された内容をご教示ください。	敷地境界を示すものはありません。また、既存施設建設にかかわる協議はありません。
58	22	第1章	第11節	4	3) 現場管理	鈴鹿市様と協議の上、現場事務所、資材置場、駐車場スペース等は無償提供頂けると理解してよろしいでしょうか。	既存施設の運転に支障の無い範囲で、協議により可能とします。
59	24	第2章	第2節	1	使用バキューム車の寸法	使用を予定されている車両の中で最大の車両の寸法（全幅、全長、全高）及び最小回転半径をご教示ください。	添付資料6及びNo. 43のとおりです。また、最小回転半径は不明です。
60	25	第2章	第2節	2	各設備の運転時間	受入貯留設備、資源化（汚泥脱水）設備：[5]日/週とありますが、一方下記但し書きでは、第1, 第3, 第5週の土曜日は、受入貯留設備及び汚泥処理設備を稼働することもあります。設備設計における運転時間は[5]日/週とのお考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	25	第2章	第3節		プロセス用水	プロセス用水は地下水を利用するものとする。とありますが、地下水の水質についてご教授願います。	添付資料7のとおりです。
62	25	第2章	第4節		搬入し尿等の性状	主処理設備や資源化設備などの水槽類や機器類に係る設計計算には本節に示された性状を用いるものと考えてよろしいでしょうか。	設計計算に用いる性状は記載の数値をもとに各社で設定してください。
63	25	第2章	第4節		搬入し尿等の性状	本表に示された数値の根拠となった性状分析データを提示いただけますでしょうか。	添付資料8のとおりです。
64	26	第2章	第5節	1	2) 放流水水質	『運営・維持管理業務編』では放流水水質について『現施設と同等の水質とするよう努めること』とありますが、試運転および性能試験においては放流基準を満足していれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	28	第2章	第5節		騒音	敷地境界線における騒音に関する自主規制値について、非常時に可動する非常用発電機に関しては、騒音規制の対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	28	第2章	第7節	4	脱臭工程	指定される性能保証を確保できると当社が判断した場合、中濃度臭気用の生物脱臭処理工程は、省略することは可でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
67	29	第2章	第8節	-	5)	「資源化工程は〔1〕系列とする。」とありますが、「第3章第7節4-5汚泥脱水機」の台数が3基となっているため、3系列として設計してよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】第1章 総則に記載のとおりです。
68	29	第2章	第9節	1	3)	沈砂槽等の点検口2か所設置できないサイズの小さい水槽は点検口1か所としてもよいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
69	34	第3章	第1節	5	5-1液状薬品用	項目3)において次亜塩素酸ソーダ用の貯槽材質について、耐久性を考慮しポリエチレン製を採用してよろしいでしょうか。	提案を可とします。なお、提案に係る条件等はNo. 61に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
70	36	第3章	第1節	9	7)	「7) 機械基礎の鉄筋は機器の種別、運転状態等により適切なものとし、原則として床スラブ差筋に溶接すること。」との記載がありますが、「結束または点溶接」と読み替えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
71	36	第3章	第1節	9	その他	2階機器等の搬入搬出口については、マシンハッチを設けることにより、別途外壁に設置するメンテナンス用の開口等にはバルコニーの設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	37	第3章	第2節		受入貯留設備	「農集排汚泥は別途記載がない限り、浄化槽汚泥に含めるものとして計画すること」とありますが、脱水処理を安定させるためにし尿・浄化槽汚泥を同系統、農集排汚泥を別系統で受入れてもよろしいでしょうか。	搬入体制を変更せず、運用上で区分する提案は可とします。
73	37	第3章	第2節	1-1	5) 構造等	計量台は両端にガイドの無い平面形状のものを提案しても宜しいでしょうか。また、ピット内が点検できればピット深さが浅いタイプのトラックスケールを提案することは可能でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
74	38	第3章	第2節	1	1-2受入室（受入前室を含む）	②1車線あたり搬入車両2台が余裕をもって投入できるスペースを確保することとありますが、4t車については1車線あたり2台、8t、10t車は、1車線あたり1台として宜しいでしょうか。	提案を可としますが、搬入車両が滞りなくし尿等の投入ができるような設計とすることとします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
75	38	第3章	第2節	1	1-2受入室（受入前室を含む）	⑨入口側に信号表示とありますが、前室から受入室に入る出入口にも設置するという事でしょうか	お見込みのとおりです。
76	38	第3章	第2節	1-2	3) 構造等 ②	車線有効幅とは柱の内側間（1車線あたり）と考えてよろしいでしょうか。	1車線の走路において、最も短い幅を示します。
77	38	第3章	第2節	1-2	3) 構造等 ⑬	出入口とは受入前室の入口側（屋外）と受入室の出口側（屋外）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	38	第3章	第2節	1	1-2受入室（受入前室を含む）	⑭床洗浄排水は、〔受入槽〕へ排除すること、と記載がありますが、雑排水槽等へ排除すること読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりとします。
79	38	第3章	第2節	1	1-2 受入室	⑭に「非常時（排出部閉塞等）にバキューム車のタンク内部を洗浄することがあるので、洗浄排水を速やかに排除できるように計画すること」とありますが、バキューム車タンク内部の洗浄水を受入室の床に排水する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	38	第3章	第2節	1-2	3) 構造等 ⑭	「タンク内部洗浄排水を速やかに排除できるように計画すること。」と記載ありますが、受入口に排水するよう考えてよろしいでしょうか。	No. 79に記載のとおりです。
81	39	第3章	第2節	1	1-3 自動扉設備	ガイドレール〔SUS〕と記載がありますが、メーカー仕様がアルミ製となります。アルミ製との考えでよろしいでしょうか。	メーカー標準仕様のアルミ製で可とします。
82	39	第3章	第2節	1-3	4) 材質	高速スパイラルシャッターの取扱いメーカーは1社であり、その製品の材質は枠：スチール、ガイドレール：アルミ、シャッターボックス設備：スチールであるため、メーカー標準仕様材質の通りとしてもよろしいでしょうか。	メーカー標準仕様の材質で可とします。
83	39	第3章	第2節	1-3	6) 構造 ③	自動扉（高速スパイラルシャッター）の見通し窓は、耐風圧や製品の性能によって1/3以上を確保できない場合は、1/3以下となってもよろしいでしょうか。	強度等やむを得ない理由がある場合は可とします。
84	39	第3章	第2節	1-3	6) 構造 ⑥	高速スパイラルシャッターの取扱いメーカーは1社であり、その仕様は電源喪失時の手動での開操作は行えますが、手動での閉操作は行えません。よって、自家発電設備の対象負荷に見込むことで対応することとしてよろしいでしょうか。	自家発電設備対応としてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
85	39	第3章	第2節	1	1-3 自動扉設備	⑥ 停電時等にも、手動によって開閉できるようにすること。と記載がありますが、停電時手動で開けることができますが、機構上手動で閉じることができません。手動によって開できるようにすること。と読み替えてもよろしいでしょうか。	自家発電設備対応とさせていただきます。
86	39	第3章	第2節	1-3	5) 制御方法	使用上で問題なければ各方式の併用でなく、単一方式を提案してもよいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
87	40	第3章	第2節	1	1-6受入槽5) 構造等②	『スラブ梁下との間隔は0.8m以上とすること。ただし、水面がHWLの際にも、梁または槽内配管が液面に接することがないこと。』とありますが、水槽天井から液面までの間隔が0.8m以上あり、かつ梁または槽内配管が液面に接することがないという認識でよろしいでしょうか。また、他の水槽の記載についても同様と考えてよろしいでしょうか。	スラブ梁下と液面の間隔が0.8m以上の意味です。
88	41	第3章	第2節	2	2-2 真空ブロワまたは真空ポンプ	内面の材質は、運用実績多数の材質FCD450としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 61に記載のとおりです。
89	41	第3章	第2節	2	2-4 沈砂移送装置	引抜いた沈砂を洗浄タンクで洗浄・水切り後、自動弁を介して、直接、洗砂貯留装置に排出するため沈砂移送装置を省略してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 61に記載のとおりです。
90	41	第3章	第2節	2	2-4沈砂移送装置	コンベヤによる移送となっておりますが、使用頻度とメンテナンス費用を考慮してホイストレールおよびチェーンブロックによる移送を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
91	42	第3章	第2節	2-5	洗砂貯留装置	沈砂の搬出について『運営・維持管理業務編』で貴市の所掌となっておりますので、搬出用車両の寸法をご教示願います。	No. 43に記載のとおりです。
92	42	第3章	第2節	2-5	7) 構造等	⑦水切りコンテナとする場合は、洗砂を搬出車両に直接積み込む装置を具備することとありますが、搬出車両の手配は発注者との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
93	42	第3章	第2節	3	きょう雑物除去設備	(必要に応じて設けること)と示されていますが、各社の提案処理フローに応じて各社で要否を判断するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	43	第3章	第2節	3	3-1 破碎装置	受入槽からの吸込配管は1基ごとに単独で計画とありますが、破碎装置は3基の内、1基が共通予備のため、夾雑物等の詰まりがなく支障がなければ吸込配管は共通ヘッダー管式で計画しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 61に記載のとおりです。
95	43	第3章	第2節	3-1	7) 構造等 ⑤	受入槽からの吸込配管は1基毎に単独で計画とありますが、共通交互利用基を設けることや同項7)⑥では非常時は系統管の交互利用ができるものとされていることから、交互利用基の吸込配管は各槽専用基と共用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 61に記載のとおりです。
96	44	第3章	第2節	3	3-5脱水し渣ホッパ	きょう雑物除去設備は『必要に応じて設けること』となっており、その設備の1つである脱水し渣ホッパのみを助燃剤貯留装置と兼用し、脱水し渣と助燃剤を同時に排出する構造としてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
97	45	第3章	第2節	3	3-5 脱水し渣ホッパ	搬出車の寸法(長さ、幅、高さ)をご教示願います。	長さ469cm、幅179cm、高さ210cmです。ただし、同等の車両に更新する可能性があるため、多少の余裕を見込んで計画してください。
98	46	第3章	第2節	4	4-2細砂原水ポンプ	混合し尿②用の台数が1台となっておりますが混合し尿①用との共通交互利用を考慮して2台に変更してよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 61に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
99	46	第3章	第2節	5	貯留容量	本工事は設計施工（性能発注）であることから性能保証事項を確保することを目的として、貯留槽は前凝集分離設備で処理する前の汚泥、予備貯留槽及び前凝集分離液貯留槽は前凝集分離液を貯留する水槽として合計容量で計画処理量の8日分以上を確保し、貯留容量の配分は事業者の提案としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	47	第3章	第2節	5-1-2	7) 構造等	②高濃度臭気捕集量の低減のため、液攪拌を基本とするとありますが、総合的に判断し、施設安定性、維持管理性に優位性が認められる場合空気攪拌を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
101	47	第3章	第2節	5-1-2	7) 構造等 ⑤	移送先である予備貯留槽とは予備貯留槽(1)と考えてよろしいでしょうか。	予備貯留槽間での移送が可能である場合は提案を可とします。
102	48	第3章	第2節	5-2-1	5) 構造等 ①	水槽清掃が不要な構造は貯留槽同様に容易な構造と読み替えてよろしいでしょうか。（予備貯留槽(2)についても同様）	お見込みのとおりです。
103	48	第3章	第2節	5-1-4	7) 構造等 ⑤	移送先である予備貯留槽とは予備貯留槽(2)と考えてよろしいでしょうか。	No. 101に記載のとおりです。
104	49	第3章	第2節	5-2-1	5) 構造等 ⑧隣接する槽について	貯留槽(1)と予備貯留槽(1)、貯留槽(2)と予備貯留槽(2)をそれぞれ隣接して配置する計画であり、水槽の清掃や防食工事における運用を考慮したものと想定します。 本計画では混合し尿として扱うことから貯留槽(1)と貯留槽(2)の貯留物の性状は同等程度であることから、水槽清掃や防食工事などで施設運営に影響を及ぼさないことを前提として、貯留槽(1)と貯留槽(2)、予備貯留槽(1)と予備貯留槽(2)をそれぞれ隣接させて相互連絡管を設ける計画としてもよろしいでしょうか。	相互連絡管は不可とします。
105	49, 50	第3章	第2節	5-2-3 5-2-6	予備貯留槽用投入ポンプ	本設備は混合し尿等を前凝集分離処理を行った処理液を主処理設備へ投入することを目的として、前凝集分離液槽に設ける前凝集分離液投入ポンプ以外に設けるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
106	51	第3章	第3節	1	前凝集分離設備	装置の仕様について『「資源化設備」に基づき計画すること』とありますが、凝集に関連した設備については『第5節高度処理 凝集分離設備』に基づき計画することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	52	第3章	第3節	2	2-2前凝集分離液貯留槽攪拌装置	項目1)形式が『槽外型無閉塞汚物ポンプ』となっていますが、項目7)構造等②『高濃度臭気捕集量の低減のため、液攪拌を基本とする』ことを満足する水中ミキサーを採用してよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
108	52	第3章	第3節	2	2-3前凝集分離液投入ポンプ	項目4)数量が『4台（交互利用2台）』となっていますが、前凝集分離液貯留槽2槽を隣接して配置することで、他の水槽へ設置するポンプ台数に合わせて『3台（共通交互利用1台）』としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
109	54	第3章	第4節	4	4-2	曝気ブローと攪拌装置の組み合わせとありますが、攪拌装置として散気筒を使用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
110	55	第3章	第4節	7	消泡装置	必要に応じて設けることと示されています。硝化槽等での発泡を抑制するものとして、機械式消泡装置、消泡剤ポンプ、消泡剤タンクにおいて必要な設備や仕様を事業者で提案するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	56	第3章	第2節	8	メタノール注入設備	メタノールは[50%液]と記載がありますが、使用する濃度は、各社提案可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	56	第3章	第4節	7-3	5) 主要材質	「FRP製、PVC製等」とありますが、P. 34 5-1 3)に示されるとおり、耐薬品性が確保される場合にはポリエチレン製の採用も可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	57	第3章	第4節	8-2	7) 付属機器 ①	流量計はP32第3章第1節1. ポンプ類9)に示された吐出量が計量できる目盛り付き透明管と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
114	58	第3章	第4節	9	9-4 熱交換用循環ポンプ	熱交換用のポンプは循環液移送ポンプを利用することは可能でしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
115	58	第3章	第4節	9-4	熱交用循環ポンプ	熱交換器への汚泥供給は循環液移送ポンプを利用するものとして、本設備を設けない計画としてよろしいでしょうか。	No. 114に記載のとおりです。
116	59	第3章	第4節	10	10-1-2 膜分離装置	「③膜面積は交互利用台数を含めた総面積で1.5倍の余裕を見込むものとし、非常時運転できるものとする。」とありますが、「膜の必要面積×1.5倍＝膜の総面積」という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	59	第3章	第4節	10	10-1-2 膜分離装置	非常時運転とありますが、非常時とは具体的にどのような状況を想定されているでしょうか。	膜破損時等を指します。
118	63, 64	第3章	第5節	1-2 1-4	6) 構造等 ④	機械的過負荷保護装置（警報発信機付）を必要に応じて設けるとありますが、攪拌機の構造、回転数、トルク等より同装置の効果が見込めない場合には設けないこととしてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
119	65	第3章	第5節	2	薬品供給設備	第2節前凝集分離設備における薬品供給設備に置き換えて提案することとし、その場合には本節での薬品供給設備は設置しない提案としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
120	66	第3章	第5節	2-2 2-4	8) 付属機器 ②	付属機器は必要に応じ設けることとされています。本設備の機能を果たすことを前提として、事業者が設置の可否や仕様を判断して提案するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
121	66	第3章	第5節	2-3	5) 主要材質	「FRP製」とありますが、P. 34 5-1 3)に示されるとおり、耐薬品性が確保される場合にはポリエチレン製の採用も可と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
122	68	第3章	第5節	4	砂ろ過設備	前節10. 膜分離による固液分離装置を具備し、前項1. 凝集分離設備を不要とした場合には砂ろ過設備を設けないこととしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
123	70	第3章	第5節	4-5	洗浄用ブロワ	汚泥貯留槽空気攪拌装置を兼用する計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
124	70	第3章	第5節	5	活性炭吸着設備	活性炭原水槽に貯留している膜処理水を、再利用水ポンプとして給水ユニットを設置し、各機器の洗浄水や浄化槽水張水として使用してよろしいでしょうか。	膜処理水は使用できません。
125	71	第3章	第5節	5-3	3) 数量	〔3塔メリーゴーランド式〕とありますが、1塔当たりの活性炭交換頻度を約1カ月に1回とすることで2塔交互運転とすることも可能でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】第1章 総則に記載のとおりです。
126	71	第3章	第5節	5	5-4活性炭処理水槽	活性炭処理水槽は放流水槽との兼用としてよろしいでしょうか。このとき、活性炭逆洗水は活性炭原水槽の水を使用します。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
127	72, 73	第3章	第5節	6-1 6-3	新炭供給槽及び廃炭貯槽の必要容量	搬出入を行うフレコンバッグにあわせた容量し、数回に分けて投入または引抜作業を行う計画としてもよろしいでしょうか。なお、新炭供給槽の周囲に活性炭吸着塔1塔分の活性炭を保管できるスペースを設けます。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
128	73	第3章	第5節	6-3	廃炭貯槽	活性炭の投入作業と引抜作業を同時に行うことはないため、廃炭貯槽は新炭供給槽を兼用する計画としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
129	73	第3章	第5節	3	7) 付属機器 ②	付属機器は必要に応じ設けることとされています。本設備の機能を果たすことを前提として、事業者が設置の可否や仕様を判断して提案するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
130	73	第3章	第6節		消毒設備	消毒設備における高度処理水中に残存する細菌類等の殺菌方法において、塩素殺菌以外の方法（紫外線殺菌など）を提案した場合、提案に合わせた設備に変更してよろしいでしょうか。	No. 6に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
131	74	第3章	第7節	3	余剰汚泥の移送先	汚泥脱水機へ投入する余剰汚泥と混合し尿の混合バランスを容易に調整できるように、汚泥貯留槽から直接汚泥脱水設備へ給泥する計画としてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
132	74	第3章	第7節	3	汚泥貯留設備	貯留槽または予備貯留槽では、汚泥貯留槽と同様に余剰汚泥を計画発生汚泥量の3日分以上貯留可能なため、汚泥貯留設備の用途を貯留槽および予備貯留槽で代用してもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
133	74	第3章	第7節	3-1	汚泥貯留槽	前凝集分離方式に脱水分離方式を採用しますが、余剰汚泥及び凝集汚泥の発生量が貯留槽必要容量に対して少ないことより、貯留槽必要容量に計画発生汚泥量[3]日分見込めば共用することは可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
134	75	第3章	第7節	3-5	2)汚泥移送ポンプの設計条件	汚泥脱水設備へ直接汚泥を供給する場合、汚泥脱水設備の運転時間にあわせて移送する計画としてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
135	76, 77, 78	第3章	第7節	4-2 4-3 4-4 4-5	汚泥反応槽 汚泥反応槽攪拌装置 汚泥濃縮装置 汚泥脱水機	汚泥脱水設備は実用施設または実証機における運転結果に基づき、助燃剤として資源化する場合の性能に関する事項に適しているものを提案することから、要求水準に示された効果の発揮を前提として、各設備の仕様は事業者により提案するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
136	77	第3章	第7節	4	4-4 汚泥濃縮装置	運転時間 5時間/日以内となっており、P.25では、資源化設備の運転時間は6時間/日以内となっています。6時間/日以内を正と考えてよろしいでしょうか。	6時間/日以内を正とします。
137	77	第3章	第7節	4	4-4 汚泥濃縮装置	「⑥目詰まり防止用に高温高圧水等による自動洗浄装置を設けること。」とありますが、高温高圧水ではない目詰まり防止対策を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
138	77	第3章	第7節	4-4	7)⑦濃縮分離液の移送先	前凝集分離液貯留槽へ排水する計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
139	77	第3章	第7節	4-5	2)汚泥脱水機の運転時間	第2章第3節(p.24)では5日/週、6時間/日以内とされています。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	No. 136に記載のとおりです。
140	78	第3章	第7節	4	4-5 汚泥脱水機	「⑦外胴スクリーンを高温高圧水等による自動洗浄ができること」とありますが、性能上問題ない場合は、プロセス用水による洗浄としてもよろしいでしょうか。	No. 137に記載のとおりです。
141	78	第3章	第7節	4-5	7)⑧分離液の移送先	前凝集分離液貯留槽へ排水する計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
142	78	第3章	第7節	4-5	汚泥脱水機	汚泥脱水機の数量は3基となっておりますが、2基常用運転として、1基メンテナンス及び故障時は、残り1台を運転時間延長で処理を継続できる能力を見込んでおけば2基でも可と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
143	78	第3章	第7節	4-6	1)形式	フライトコンベヤを使用する計画としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
144	79	第3章	第7節	4-7	2)設計条件	助燃剤搬出車両(2t)に15分以内で積込可能であること。とありますが、車両の手配は発注者様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	79	第3章	第7節	4-7	8)構造等	搬出車がホッパ室内に全収納でき、かつ満遍なく積載できるように配置すること。とありますが、搬出車の寸法(高さ、幅、長さ)についてご教授願います。	No. 97に記載のとおりです。
146	79	第3章	第7節	4-7	8)⑦搬出車寸法	助燃剤搬出車両の車体寸法(全長、全幅、全高)、荷台寸法(全長、全幅)及び最大積載量をご教示ください。また、車両形式は深あおりダンプ車と考えてよろしいでしょうか。	No. 43に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
147	79	第3章	第7節	5-1	5) 主要材質	「FRP製」とありますが、P. 34 5-1 3) に示されるとおり、耐薬品性が確保される場合にはポリエチレン製の採用も可と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6Iに記載のとおりです。
148	87	第3章	第8節	2-3-3	7) 構造等 ③	必要に応じて電動機はサーボモーターとするとあります。本装置に求められる水準において、必要量を可変定量で供給できる場合には、サーボモーターの採用は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	87	第3章	第8節	3	3-2-1 酸洗浄塔	中濃度臭気は、薬液洗浄塔の前段の生物脱臭塔によって臭気内のアンモニアを除去可能と考えるため、酸洗浄塔を省略してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6Iに記載のとおりです。
150	90	第3章	第8節	3	3-3中濃度用活性炭吸着塔	7) 構造等①において活性炭を容易かつ衛生的に交換できるよう計画した設備に合わせて変更してよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6Iに記載のとおりです。
151	90	第3章	第8節	4	4-1酸貯留槽	項目5)において酸貯槽材質について、耐久性を考慮しポリエチレン製を採用してよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6Iに記載のとおりです。
152	91	第3章	第8節	4-1	酸貯留槽	酸の使用量が1日当たり数Lであり、ローリー搬入可能な量(1m ³)の薬品タンクを設けると、薬品の長期現場保管が必要となるため、劣化の原因となります。見合った容量の薬品タンクとし、搬入はハンドポンプによるものとしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6Iに記載のとおりです。
153	91	第3章	第8節	4-1	5) 主要材質	「FRP-V製」とありますが、P. 34 5-1 3) に示されるとおり、耐薬品性が確保される場合にはポリエチレンまたはPVC製の採用も可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
154	91, 92	第3章	第8節	4-2 4-4 4-6	6) 構造等 ③	必要に応じて電動機はサーボモーターとするとあります。本装置に求められる水準において、必要量を可変定量で供給できる場合には、サーボモーターの採用は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155	92	第3章	第8節	4-5	5) 主要材質	「FRP-V製」とありますが、P. 34 5-1 3) に示されるとおり、耐薬品性が確保される場合にはポリエチレンまたはPVC製の採用も可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
156	92	第3章	第8節	4	4-5次亜塩貯留槽	項目5)において次亜塩貯槽材質について、耐久性を考慮しポリエチレン製を採用してよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6Iに記載のとおりです。
157	94	第3章	第8節	6	処理臭気排気口	処理臭気排気口の形式が『鉄筋コンクリート造』となっておりますが、耐食性を考慮し樹脂製としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6Iに記載のとおりです。
158	94	第3章	第9節	1	1-1放流水槽	5) 構造等⑥に『非常用として、希釈水ポンプを設けること』とありますが、希釈水ポンプはプロセス用水供給装置などと兼用してよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6Iに記載のとおりです。
159	94	第3章	第9節	1-1	5) ⑥希釈水ポンプ	個別のポンプを設けず、プロセス用水供給装置から供給する計画としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6Iに記載のとおりです。
160	95	第3章	第9節	1	1-2 放流ポンプ	新設放流管を利用する旨が記載されています。一方で、見積提出要項等に係る質問に対する回答書No. 37では、「放流管の既設利用は可」とご回答いただいています。既設利用可能と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
161	95	第3章	第9節	1-2	7) 構造等 ②	我入坊川の新設放流管の接続箇所に制約や指示があれば教えてください。	No. 18に記載のとおりです。
162	95	第3章	第9節	2-2	4) 構造等	②周辺には十分な見学者スペースを確保することとありますが、設置場所は処理部と考えてよろしいでしょうか。	管理部とします。
163	95	第3章	第9節	3	取水設備	既存井戸の有効利用を可とするとあります。複数存在する既存井戸のうち有効利用可能な井戸に指定があれば教えてください。また、既存井戸の利用にあたっては、必要取水量が確保できれば井戸は現状利用とし井戸取水ポンプのみを更新する計画としてもよろしいでしょうか。	既存井戸のうち、有効利用可能な井戸は、敷地内井戸のみとします。 また、必要取水量が確保できる場合は、井戸の現状利用及び、井戸取水ポンプのみの更新を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
164	95	第3章	第9節	3	取水設備	「既存井戸の有効利用を可」とありますが、敷地外の井戸ポンプ×2台を新設工事期間中の仮設浄化槽張水水槽への供給用として配管を分岐して使用してもよろしいでしょうか。また、井戸ポンプの供給能力をご教示いただけないでしょうか。	配管分岐は可能です。供給の際は運用に支障のないよう、ポンプ・バルブの操作、プロセス用水水槽の水位監視等を事業者が実施することとします。供給能力は添付資料9～11のとおりです。
165	96	第3章	第9節	3	取水設備	「現施設の運用に支障のないように切り替えを計画すること。また、既存井戸を撤去する場合、代替の張り水用水を受注者の責にて確保し、既設処理水貯槽へ補水すること。」と記載がありますが、代替の張り水用水として、既設放流水または敷地外井水を利用することは可能との考えでよろしいでしょうか。また、既設井戸の図面を提示願います。	現施設の張り水用水は放流水を使用しており、水位低下時に敷地内井戸を手動運転し、補水します。敷地外井戸の利用は、No. 20に記載のとおりとします。敷地内井戸の図面は添付資料12, 13のとおりです。
166	96	第3章	第9節	3	取水設備	「現施設の運用に支障のないように切り替えを計画すること。また、既存井戸を撤去する場合、代替の張り水用水を受注者の責にて確保し、既設処理水貯槽へ補水すること。」記載がありますが、既設処理水貯留棟を先行して撤去する場合は、仮設張り水用水槽を設置することでの対応は可能との考えでよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】別添資料5を参考に、バキューム車3台が同時に取水できる容量及び動線の確保、放流水放流ルート確保が可能な場合は、設置を認めます。
167	96	第3章	第9節	3	取水設備	「既存井戸を撤去する場合、代替の張り水用水を受注者の責にて確保し、既設処理水貯槽へ補水すること」とありますが、新設工事期間中に既設処理水貯槽を撤去し、別途、仮設浄化槽張水水槽を設けてもよろしいでしょうか。	No. 166に記載のとおりです。
168	96	第3章	第9節	3	3-1 井戸	敷地内既設井戸の様子がわかる資料をご提示願います。	No. 165に記載のとおりです。
169	96	第3章	第9節	3-1	6) 構造等	①位置等は確実な調査の基に設定することと表記がありますが、既設井戸を撤去し、新設井戸を設置する場合の位置については敷地内であれば新設予定地外で検討しても宜しいでしょうか。	井戸の新設は、新設予定地内に限ることとします。
170	96	第3章	第9節	3	3-2井水取水ポンプ	5) 操作条件に3種類の条件を記載されていますが、どれか1つを選定して計画することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
171	96	第3章	第9節	3	3-2井水取水ポンプ	8) 付属機器③において『必要な過装置等を設けること』とありますが、現施設で使用されている1号井戸の井水の濁り状況をご教示願います。	No. 61に記載のとおりです。
172	96	第3章	第9節	3	3-3除鉄・除マンガン処理設備	必要性を検討するにあたり、現施設で使用されている井水の水質をご教示願います。	No. 61に記載のとおりです。
173	96	第3章	第9節	3-3	除鉄・除マンガン処理設備	当該設備に要否を検討するため、現在建設予定地に設置されている井戸の水質データ（鉄及びマンガンの含有量などがわかるもの）をご提示ください。	No. 61に記載のとおりです。
174	97	第3章	第9節	4	生活用水設備	現況の上水設備について、以下の①～③の資料をご提示願います。また、上水の圧力に問題がない場合、直圧方式の採用は可能でしょうか。 ①給水方式、②設備図面、③上水圧力	①直圧にて、2階受水槽へ給水しています。 ②No. 16に記載のとおりです。 ③No. 17に記載のとおりです。 直圧直結方式は必要な給水器具高さで可否が決まります。なお、鈴鹿市上下水道局に確認が必要となります。
175	97	第3章	第9節	4	生活用水設備	直近の水道管の位置、また、口径および圧力をご教示願います。	直近の水道本管は市道東谷山古里線、口径100mmです。圧力はNo. 17に記載のとおりです。
176	97	第3章	第9節	4	生活用水設備	敷地内への水道管引き込み位置・口径及び敷地内の給水埋設配管ルート図面を提供願います。	No. 16に記載のとおりです。
177	97	第3章	第9節	4-1	上水供給装置	直結直圧式または直結増圧式としてもよろしいでしょうか。	No. 174に記載のとおりです。直結増圧式は採用不可です。
178	98	第3章	第9節	5	5-2 雑排水槽	計画1日最大雑排水量及び脱水分離液量の3日以上を、分離液貯留槽で貯留可能なため、雑排水槽を分離液貯留槽で代用してもよろしいでしょうか。	各社提案とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
179	98	第3章	第9節	5-2	2) 雑排水槽容量	脱水分離液を前凝集分離液槽などの雑排水槽に流入させない場合は、脱水分離液量を容量に見込む必要はないと考えてよろしいでしょうか。 またその場合、週の中で流入量変動する排水がないため、雑排水槽の容量は最大雑排水量の1日分としてよろしいでしょうか。	処理に支障が無い場合は提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
180	99	第3章	第9節	5-3	雑排水槽攪拌装置	汚泥貯留槽空気攪拌装置を兼用する計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
181	100	第3章	第9節	5-6	スカム移送ポンプ	スカムピットをSUS製のスカムボックスとしてスカム移送先を雑排水槽とする場合には、ポンプ型を水中ポンプ、交互利用機は倉庫予備、電磁式流量計は設けないものとして、計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
182	100	第3章	第9節	6-1	浄化槽水張水槽	屋外に設ける場合は上屋（屋根、壁）は不要と考えて宜しいでしょうか。	必要とします。
183	100	第3章	第9節	6	6-1 浄化槽水張水槽	浄化槽水張水槽への給水は『放流水槽または井戸取水ポンプから供給すること』とありますが、井戸取水ポンプから受水槽へ貯留後にプロセス用水供給装置での供給としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
184	100	第3章	第9節	6	6-1 浄化槽水張水槽	浄化槽水張水槽への給水は『放流水槽または井戸取水ポンプから供給すること』とありますが、活性炭原水槽に貯留している膜処理水（再利用水）を利用してよろしいでしょうか。	No. 124に記載のとおりです。
185	100	第3章	第9節	6-1	1) 形式	防火水槽用等のコンクリート二次製品を使用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
186	100	第3章	第9節	6	6-1 浄化槽水張水槽	1) 形式〔鉄筋コンクリート造水密閉構造〕と記載がありますが、屋外地上型パネルタンクのご提案も可能との考えでよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
187	100	第3章	第9節	6-1	5) 構造等 ①	給水は放流水槽と井戸取水ポンプのどちらか一方のみからの供給として計画するものと理解してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
188	102	第4章	第1節	1-2	機能上の配慮	現在、搬入車両は北側門扉および東側陸橋から入場されていますが、新施設においても同様の入場と考えて宜しいでしょうか。また、住民要望や搬入業者殿から搬入ルートに関する制限や条件等は無いものと考えて宜しいでしょうか。	新施設の搬入車両の入場についてはお見込みのとおりです。 なお、市道東谷山古里線の施設以西は原則通行禁止とします。
189	102	第4章	第1節	1-3	構造計画	(1) 処理棟は鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階建てを基本とすることとありますが、一部の管理部壁や屋根・庇等については鉄骨造としても宜しいでしょうか。	耐久性の観点から庇等すべて鉄筋コンクリート造としてください。
190	102	第4章	第1節	2-1	機能上の配置 (1)	「施設配置計画図（案）（別添資料4）」では既設処理水貯留棟を既存利用する計画ですが、新たに設ける場合は解体撤去するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 工事期間中の対応については、No. 166に記載のとおりです。
191	103	第4章	第1節	1-4	(6)	避雷針設備は建築基準法の設置基準に該当しない建物高さ20m未満においても設置を求めるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
192	103	第4章	第1節	1	1-4 意匠計画	(6) 避雷針設備（棟上導体または突針と棟上導体の併用方式）は建築基準法上不要でも設置必要との考えでよいか。	お見込みのとおりです。
193	103	第4章	第1節	1	1-4 意匠計画	(6) 避雷針設備を設置する場合保護角法、メッシュ法、回転球体法のいずれを採用してもよいとの考えでよろしいでしょうか。	保護方式は各社提案とします。
194	103	第4章	第1節	1-4	(6) 避雷針設備	避雷針設備は建築基準法上不要の場合、設置不要と考えてよいでしょうか。設置必要の場合、保護方式は各社提案でよいでしょうか。	建物保護の観点から設置としています。保護方式は各社提案とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
195	103	第4章	第1節	1-5-1	(1)処理部の部屋（地上2階）	2階に薬品庫を設けるとのご指示ですが、薬品注入設備をすべて1階に配置した場合は1階に配置し、2階には設けない計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 61に記載のとおりです。
196	104	第4章	第1節	1	1-5処理棟計画	項目1-5-1処理部(4)処理部の便所について、処理部の便所とは別にもう1箇所、屋外（浄化槽水張水槽付近）に便所を設置することで、収集業者用（作業員兼用）便所は屋内からのみ出入りできる位置に設置してよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
197	104	第4章	第1節	1	1-5-1 処理部	(4) 処理部の便所は、…受入室から退出後に屋外から入れるよう配置すること。とありますが、受入前室侵入前に屋外から入れるよう配置する提案も可能との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
198	104	第4章	第1節	1	1-5-1 処理部	(4) 処理部の便所は…。また、搬入車両の運転手等が便所を使用する際に、搬入車両が一時的に停車できるスペースを確保すること。とありますが停車するスペースは何台分確保する必要がありますでしょうか。	バキューム車（10t）1台分としてください。
199	104	第4章	第1節	1	1-5-1 処理部	(4) 処理部の便所は、収集業者用（作業員兼用）を1箇所設けること。なお、搬入車両が受入室から退出後に屋外から入れるように配置すること。と表記がありますが、受入室側及び外部からの両方に必要とお考えでしょうか。	お見込みのとおりです。
200	104	第4章	第1節	1-5-2	管理部	事務室（10名程度）とありますが、設置する事務机は提案する運転管理人員分の数とし、パーティション設置による打合せスペースの配置を行うと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
201	104	第4章	第1節	1	1-5-2 管理部	大会議室は児童又は生徒 40 人が施設見学用に利用する面積を確保と記載がありますが、椅子で40名見学可能な面積を確保するとの考えでよろしいでしょうか。その時の机の数量をご提示願います。	生徒40人と引率者が利用可能な面積及び机を提案してください。
202	104	第4章	第1節	1	1-5-2 管理部	小会議室にはテーブル、椅子等を設置する、と記載がありますが、必要数量のご提示をお願いします。	各社提案とします。
203	104	第4章	第1節	1-5-2	(1)	必要に応じて設ける部屋である「受入監視室」はテレビカメラ設備や搬入し尿等計量装置によって、直接の常時監視が不要な場合には部屋の設置を省略できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
204	104	第4章	第1節	1-5-2	(1)	必要に応じて設ける部屋である「前処理・脱水監視室」は中央監視盤やテレビカメラ設備により直接の常時監視が不要な場合には部屋の設置を省略できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
205	104	第4章	第1節	1	1-5-2 管理部	(9) 倉庫には造り付け棚を設けること。と記載がありますが、固定のスチール棚想定でよいとの考えでよろしいでしょうか。	固定のスチール棚を想定しています。
206	104	第4章	第1節	1	1-5-2 管理部	(10) 書庫は造り付け棚を設け、耐火構造仕様とすること。と記載がありますが、固定のスチール棚想定でよいとの考えでよろしいでしょうか。	固定のスチール棚を想定しています。
207	105	第4章	第1節	1-5-2	管理部	書庫の耐火構造仕様とは、内装仕上（壁、天井）を不燃材を使用するものと考えてよろしいでしょうか。	鉄筋コンクリート造、または耐火構造認定工法としてください。
208	105	第4章	第1節	2-3	土工事 (3)	「工事に伴い発生する掘削土等による残土は適切に場外処分すること。」とありますが、本件施設地下工事施工時に発生する10,000㎡以上の発生土の仮置き場などを貴市よりご紹介いただけますでしょうか。	本市からは紹介しないため、事業者の所掌とします。
209	106	第4章	第1節	2	2-1 施工方法	(7) 設計 GL は、現況地盤、周辺施設及び水害対策等を考慮して、最適な高さを提案すること。と記載がありますが、現況敷地にて水害などの実績がございますでしょうか。その時の浸水深さ（標高レベル）などご教授願います。	No. 25に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
210	106	第4章	第1節	2	2-1施工方法	(8) 工事期間中の場内騒音・振動をリアルタイムで西側入退場ゲート付近へ第三者が確認できるような設備という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。設置箇所は提案によります。
211	106	第4章	第1節	2-1	(7) 設計GL	水害対策を検討するため、想定すべき浸水深さをご教示ください。	各社提案とします。
212	106	第4章	第1節	2-2	(1) 監督員事務所	監督員事務所に必要なスペース及び備品をご指示ください。	2部屋用意することとします。 部屋1(監督員用) 椅子(3脚), 長机(2脚), 棚(書類等保管用), ロッカー(人数分), エアコン 部屋2(監督補助員用) 椅子(6脚), 長机(4脚), 棚(書類等保管用), ロッカー(人数分), エアコン
213	106	第4章	第1節	2-2	(1) 現場事務所, 資材置き場等	「別添資料9」において「資材等仮置き場」の表記がありますが、この用地は設計・建設期間及び既存施設解体期間の全期間において事業者が現場事務所や駐車場及び資材置き場として使用できる土地と考えてよろしいでしょうか。また、「資材等仮置き場」全体の形状及び寸法がわかる資料をお示しください。	お見込みのとおりです。全体の形状及び寸法は、添付資料14のA部(地番 826-4)のとおりです。
214	106	第4章	第1節	2-2	(1) 現場事務所, 資材置き場等	「別添資料9」において「資材等仮置き場」の表記がありますが、この用地は設計・建設期間及び既存施設解体期間の全期間において事業者が無償で使用できるものと考えてよろしいでしょうか。また、最終引きあげ時の整地条件等ありましたら、ご教示ください。	お見込みのとおりです。最終引き上げ時は、除草の上、現況復旧としてください。
215	106	第4章	第1節	2-2	(4) 仮設計画	工事や搬入車両などの安全確保や場内搬入道路の設備更新のため、一時的または長期間において、現状2箇所ある搬入車両出入口の片方を工事関係車両専用とすることは可能でしょうか。	既存施設の運転に支障の無い範囲での提案を求めます。分離方法は、協議により決定します。
216	106	第4章	第1節	2-2	(4) 仮設計画	「別添資料9」において、「新施設建設予定範囲」に設置されている鳥小屋で飼育されている飼育動物は本工事契約までに貴市にて移動いただけるものであり、事業者が移動及び代替設備の設置を要しないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
217	106	第4章	第1節	2-2	(4) 仮設計画	「別添資料9」において、「先行解体可能範囲」と表記されたエリアに設置されている車庫棟や駐車場の先行解体に際して事業者による代替設備の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
218	106	第4章	第1節	2-2	(4) 仮設計画	本工事契約後は既存施設屋上テニスコートの一般開放は停止され、既存施設西側のテニスコート用駐車場や空き地スペースは既存施設職員様の駐車場や工事作業員用駐車場として利用できるものと考えてよろしいでしょうか。	令和9年3月まで一般開放予定のため、利用不可です。令和9年4月以降は協議により、利用可能とします。
219	106	第4章	2-2	(4)	仮設工事	安全性の観点から、工事用車両動線と施設運営に関わる車両動線を分離したく、バキューム車両の出入りを南東側搬入道路のみとした工事計画を提案してよろしいでしょうか。	No. 215に記載のとおりです。
220	106	第4章	2-2	(4)	仮設工事	安全性の観点から、施工エリアを確保するために処理水貯留棟の上屋を撤去し、西側から張水していただく計画としてよろしいでしょうか。	No. 166に記載のとおりです。
221	106	第4章	2-2	(4)	仮設工事	処理水貯留棟を撤去した際に、処理水貯留棟内に駐車されている10t車は屋外の別の場所に駐車スペースを設ける提案としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
222	106	第4章	第1節	2-2	仮設工事	現場事務所及び監督員事務所は、「別添資料9」において「資材等仮置き場」と表記されている土地または場外で事業者が借地などで確保する用地に配置してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
223	106	第4章	第1節	2	2-3 土工事	計画敷地内にて土壌汚染されているか可能性はございますでしょうか。	No. 4に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
224	106	第4章	第1節	2-3	(3)残土の処分	掘削により発生した土を場内盛土に利用する計画としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
225	106	第4章	第1節	2-4	地業工事	建設前に行う地質調査により、地質調査結果（添付資料2）の内容と異なる条件（土質や支持層深さ等）が確認された場合の対応費用や期間は貴市より補償いただけると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書 別紙4 リスク分担表に記載のとおりです。
226	106	第4章	第1節	2-4	地業工事	杭工事が必要な場合、大臣認定工法の採用は可能でしょうか。	大臣認定工法の採用は可とします。
227	108	第4章	第1節	2	2-8 防水・防食工事	水槽部は原則として打ち継ぎはしないこと。と記載がありますが、打ち継ぎとなる場合は、止水板など必要な漏水対策を行えば打ち継ぎ可能との考えでよろしいでしょうか。	水槽のHWLより上の位置での打継ぎは可とします。また、止水措置等を考慮してください。なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
228	108	第4章	第1節	2	2-8 防水・防食工事	水槽水張り試験用の水は、既設処理水や井水、水替え水を使用してもよいとの考えでよろしいでしょうか。	井水を使用してください。
229	109	第4章	第1節	2-8	(3) 防食工事	〈防食施工（I）〉①防食仕様にD1種との表記がありますが、下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアルではD1種、D2種の区別が無くD種となっています。D種と読み替えて宜しいでしょうか。	D種と読み替えてください。
230	109	第4章	第1節	2-8	(3)防食工事	〈防食工事（Ⅲ）〉の施工個所に防食施工（I）、（Ⅱ）を行わない全ての水槽とありますが、受水槽はp.97 3-4 5)①にあるように、防食施工は行わず防水施工するものと考えてよろしいでしょうか。また、浄化槽水張り水槽も同様に防水施工としてよろしいでしょうか。	腐食環境にない受水槽、浄化槽水張り水槽は防水施工は可とします。なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
231	109	第4章	第1節	2-9	金物工事	安全帯取付用フック（SUS製収納タイプ）とありますが、マンホール付近の壁、柱型に設置する丸環タイプを採用してもよろしいでしょうか。また、設置個所は各水槽のメンテナンス時に人が入ることを想定したマンホール（750φ）付近に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	躯体埋込の丸環は可とします。設置箇所は要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
232	110	第4章	第1節	2-11, (1)	建具工事	浸水対策について、想定される水害とその可能性、頻度、規模等をご教示願います。	No. 211に記載のとおりです。
233	110	第4章	第1節	2-11, (2)	建具工事	ブラインドボックスについて、実績が多く性能に問題のないアルミ製（既製品）を採用してもよろしいでしょうか。	アルミ製（既製品）は可とします。なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
234	110	第4章	第1節	2-11, (2)	建具工事	ガラリは可動式を標準とありますが、雨水の侵入防止が目的と考え、外壁に設置するものは固定タイプの防水ガラリを採用することは可能でしょうか。また、雨水の浸水の恐れのない内部に設置するものは固定型の一般ガラリと考えてもよろしいでしょうか。	防水ガラリの場合は固定式で可とします。内部ガラリは固定式で問題ありません。
235	110	第4章	第1節	2	2-11 建具工事	(1) 出入口 ⑤ 防水扉の設置等、浸水対策に配慮すること。と記載がありますが、必要な浸水対策高さ（標高バル）をご教授願います。	No. 211に記載のとおりです。
236	110	第4章	第1節	2	2-11 建具工事	(3) シャッター 座板にはネオプレーンゴム製の緩衝パッキンを取り付け、ガイドレールには、ネオプレーンゴム製のフィラーを取り付け防風雨に配慮すること。 原則高速シャッターとすること。 と記載がありますが、暴風雨に配慮した仕様としては、気密シャッターがありますが、高速シャッターでは対応できる商品がございませんので、使用する場所により、気密シャッターまたは高速シャッターでいずれかをご提案させていただくことは可能でしょうか。	提案を可とします。なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
237	110	第4章	第1節	2	2-13 外部仕上げ	⑤ 軒天、軒裏仕上げは〔フレキシブルボード〕を基本とすること。と記載がありますが、コンクリート下地の場合は、外壁仕上げ同等との考えでよろしいでしょうか。	コンクリート下地の場合は外壁仕上げと同等以上としてください。
238	110	第4章	第1節	3	3-6 衛生設備	災害時にも支障なく利用できるように計画すること。と記載がありますが、災害時の使用方法については各社提案によるものとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
239	110	第4章	第1節	3	3-6 衛生設備	(3) 小便器は自動洗浄方式(100V 電源仕様)、大型ストール形と記載がありますが、災害時を考慮し、自家発電タイプの自動洗浄方式としてもよろしいでしょうか。	コスト、メンテナンス等について協議により決定とします。
240	110	第4章	第1節	4	建物物品	別添資料6 内部仕上げリスト(案)の備考欄に記載の建築備品を想定すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
241	111	第4章	第1節	2-11	(2) 窓, ガラス	⑥防水板の設置等、浸水対策に配慮することと表記がありますが、GL+1.0m以上に設置する窓には不要と考えて宜しいでしょうか。	不要とします。
242	111	第4章	第1節	2-11, (3)	建具工事	シャッターは原則高速シャッターとありますが、受入設備はスパイラルシャッターとし、その他は一般の電動シャッターと考えてよろしいでしょうか。	受入諸室はお見込みのとおりです。それ以外は耐風圧に対する気密性を考慮してください。
243	111	第4章	第1節	2-11	(3) シャッター ②	高速シャッターの規格や仕様で想定されるものがございましたらご教示願います。	要求水準書【設計・建設工事編】第3章 第2節 1-3自動扉設備の仕様を満足するものとします。
244	111	第4章	第1節	2-11	(3) シャッター ②	屋内にシャッターを設ける場合も高速シャッターとする必要がありますでしょうか。	受入諸室は高速シャッターとします。
245	111	第4章	第1節	2-11	(3) シャッター	④防水板の設置等、浸水対策に配慮することと表記がありますが、過去の建設地付近のハザードマップ及び実績データでは浸水が発生していないと思われませんが、将来予防対策としてお考えでしょうか。防水板の必要高さをご指示ください。	No. 211に記載のとおりです。
246	111	第4章	第1節	2-12	内部仕上 (2)⑤	プロセス用水供給装置からの配管に取出し口等を設けて床洗浄を行う計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
247	111	第4章	第1節	2-12, (4)	内部仕上	階段手摺については、処理部の階段は硬質塩ビ製の採用は可能でしょうか。	硬質塩ビ製の採用は可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
248	112	第4章	第1節	2-13	(1) 屋根	「陸屋根は、外壁保護のため軒を出すこと。」とありますが、建物の高さが高く風も強い地域にも有効な外壁材を耐候性塗料にした場合も軒の設置が必要でしょうか。	外壁保護の観点から提案を受けて(耐候性向上を含む)協議のうえ、庇の要・不要を決定とします。
249	112	第4章	第1節	2-13	外部仕上	陸屋根について外壁保護のため軒を出すこととありますが、多雪地域の雪対策の意味と考え、多雪地域ではない本施設においては、パラペット部の跳ねだしではなく、窓上に庇を設置する等、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	外壁保護の観点から提案を受けて(耐候性向上を含む)協議のうえ、庇の要・不要を決定とします。
250	113	第4章	第1節	2-13	(5) 犬走り	車両動線の幅員を十分に確保する目的で設けない計画としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
251	113	第4章	第1節	2-13	(5) 犬走り	原則としてコンクリートたたきとすることと表記がありますが、配管等の立ち上がり部などがある部分は将来メンテナンスを考慮して縁石で囲み砕石敷き込みとしても宜しいでしょうか。	提案理由に妥当性があれば可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
252	114	第4章	第3節	3-1	空調設備	要求水準書の表と別添資料7を比較した場合、廊下・玄関ホール・廊下に関し設置有無が異なります。どちらを正と判断すればよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
253	115	第4章	第3節	3-3	給湯設備	要求水準書の表と別添資料7を比較した場合、機械室について給湯表示が異なります。どちらを正と判断すればよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
254	115	第4章	第1節	3-6	衛生設備	管理部便所の便器数等は、会議室等、多くの居室を配置する2階の便所に適用するものと考え、事務室のみの1回便所については、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
255	116	第4章	第1節	3-7	昇降機設備工事	見学者用エレベータは地階への移動を考慮する必要は無いものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
256	117	第4章	第2節	1	配管計画 4) (6)	屋外の法面部などにおいて、露出配管とすることは可能でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】第2章 第9節 3. 土木・建築仕様に記載のとおりです。
257	120	第4章	第2節	6	4) 空気系配管材質	屋内の空気配管に関して耐腐食性、耐熱性に優れたHTVPを使用してもよろしいでしょうか。	屋内の空気配管は要求水準書【設計・建設工事編】のとおりとしてください。(HIVPは不可)
258	120	第4章	第2節	5	埋設配管4)	項目4)に地中埋設対象を指定されていますが、合わせて浄化槽水張水として膜処理水供給用に埋設対象としてよろしいでしょうか。	No. 124に記載のとおりです。
259	120	第4章	第2節	6	配管の材質	放流水などの処理水を地中埋設するにあたり、給水系配管や井水系配管と同様に埋設部は水道用ポリエチレン管の使用を計画してよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
260	123	第4章	第3節	2-1	高圧引込設備	本件施設の試運転時や既存施設の汚泥清掃などを行う期間に一時的に2箇所受電状態となることについて、電力会社と協議されていたら、協議内容をご教示ください。	電力会社との協議はしていません。
261	123	第4章	第3節	2-1	高圧引込設備	新施設への電力引込については新施設試運転開始～既存施設停止までの間、既存施設と別途引込とし2回線受電可能と考えてよろしいでしょうか。	2回線受電となる見込みです。詳細は、受注後に開始する協議により決定することを想定していません。
262	123	第4章	第3節	2-1	高圧引込設備	構内新設第1柱(電力取合点)の位置をご教示願います。	No. 16に記載のとおりです。
263	123	第4章	第3節	2-1	高圧引込設備	電力用取引計器(PCT)は電力会社と協議の上、引込第1柱に取付としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
264	124	第4章	第3節	2-2	3) 主要機器	②プラント用変圧器用高圧遮断器について、容量により励磁突入電流を考慮する必要があるため「励磁突入電流抑制機構付きLBS」を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
265	126	第4章	第3節	2-2	3) ④高圧進相コンデンサ	JIS C4620:2018 7.3.8 e)の規格に定められているため、高圧進相コンデンサを省略し、低圧進相コンデンサのみで改善効率98%以上となるように対応してもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
266	127	第4章	第3節	2-3	4) 特記事項	⑩デマンド監視装置について中央情報処理装置内にてデマンド管理機能を計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
267	127	第4章	第3節	3	3-1 制御及び監視方式	運転、停止操作スイッチとして、タッチパネルを採用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
268	127	第4章	第3節	3-1	(2) 監視方式	運転・停止操作スイッチとしてタッチパネルを採用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
269	127	第4章	第3節	3-1	(2) 監視方式	②電流スキヤニング取り込みについては必要に応じ主要機器のみと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
270	129	第4章	第3節	3-3	4) 特記事項	各々の機器には稼働積算計を設けるとありますが中央情報処理装置内にて積算機能を計画してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
271	129	第4章	第3節	4	無停電電源装置	瞬時停電によるコンピュータ本体への影響を回避するための形式、容量として提案することは可能でしょうか。	自家発電設備が起動しなかった場合に取りるべき処置と、その処置を完了するために必要な時間など、多面的に検討を行った上で提案してください。
272	131	第4章	第3節	5-3	特記事項(5)	盤類裏面の点検用スペース確保は水槽壁に面している盤のみが対象と考えてよいでしょうか。	水槽壁以外も対象です。ただし、壁面の点検補修のために簡単に外せる操作盤など、小さな盤類は除きます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
273	131	第4章	第3節	6	6-2 分電盤	分電盤について 埋込型（原則）とありますが居室エリア以外の電気室、処理室等に設置の場合は露出型にて計画してもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、通路上（動線上）にあるものは、埋込型とします。
274	131	第4章	第3節	6-2	1) 型式	分電盤について、埋込型（原則）とありますが、居室エリア以外の電気室、処理室等に設置の場合に設置の場合は露出型にて計画しても宜しいでしょうか。	No.273に記載のとおりです。
275	132	第4章	第3節	6	6-4 照明器具	外灯（ソーラーLED外灯、ポール材質はカラーアルミ製同等以上）と記載がありますが、計画する外灯はすべてソーラーLED外灯とし、商用電源の供給は不要との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、充電に必要な日照時間及び日射量が見込めない場合はこの限りではありません。
276	132	第4章	第3節	6	6-4 照明器具	外灯（ソーラーLED外灯、ポール材質はカラーアルミ製同等以上）と記載がありますが、商用電源供給での外灯でのご提案も可能との考えでよろしいでしょうか。	No.275に記載のとおりです。
277	132	第4章	第3節	6	6-7 特記事項	(5) 主要な出入口部、構内道路等には屋外照明を設け、自動点滅およびタイマー併用式とすること。なお、スイッチ等は処理棟内で集中制御できること。と記載がありますが、外灯は集中制御範囲外との考えでよろしいでしょうか。（ソーラー外灯の場合、集中制御できないため）	お見込みのとおりです。
278	133	第4章	第3節	6-7	特記事項(4)	電灯分電盤について 埋込型（原則）とありますが居室エリア以外の電気室、処理室等に設置の場合は露出型にて計画してもよろしいでしょうか。	No.273に記載のとおりです。
279	133	第4章	第3節	7	7-2 電話設備	鈴鹿市殿で使用する、インターネット回線用の空配管引き込みルートの確保は必要でしょうか。その場合の配管口径、本数をご教授願います。	本数は1本、口径は協議により決定とします。
280	134	第4章	第3節	7	7-3 テレビ等共聴設備	テレビの実装は必要でしょうか。必要である場合は、設置室、台数をご教授願います。	必要としますが、設置室、台数は各社提案とします。
281	134	第4章	第3節	7	7-3 テレビ等共聴設備	2) 設置箇所〔事務室、小会議室、作業員控室等〕と表記がありますが、テレビモニターを含むものと考えて宜しいでしょうか。含む場合は形式・寸法をご指示ください。	各社提案とします。
282	134	第4章	第3節	7-6	自家発電設備	燃料について既設発電機は灯油ですが一般的な軽油にて計画してもよろしいでしょうか。（使用燃料のご確認）	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
283	134	第4章	第3節	7-6	自家発電設備	P28 第5節 施設の性能 3. 騒音の敷地境界線における規制値の対象となるものと考えてよろしいでしょうか。対象とならない場合、他の規制等はございますでしょうか。	法で規定されている発電設備に関係する特定施設の有無、出力によりますので、協議での判断となります。また、他の規制については各法令、条例等を確認してください。
284	134	第4章	第3節	7	7-6 自家発電設備	燃料のご指定はありますでしょうか。	指定はありません。
285	135	第4章	第4節	2	中央監視盤	OAデスク型とありますが、プロセス制御装置を搭載した自立型コントローラ盤とOAデスク設置の中央情報処理装置にて計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
286	136	第4章	第4節	4-1	テレビカメラ設備	テレビカメラ設備については回転、ズーム、録画等の機能を満たせばネットワークカメラにて計画してもよろしいでしょうか。	有線式に限り提案を可としますが、映像の解像度、フレーム数など画質性能が劣ることがないようにしてください。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
287	136	第4章	第4節	4	4-1 テレビカメラ設備	テレビカメラとして、ネットワークカメラを採用しても宜しいでしょうか。	No.286に記載のとおりです。
288	136	第4章	第4節	4	4-1 テレビカメラ設備	テレビカメラとして、ネットワークカメラを採用しても宜しいでしょうか。	No.286に記載のとおりです。
289	137	第4章	第3節	4-1	4) 設置場所	「搬入道路およびそのゲート」の位置をお示しください。	北西側門扉、東側橋梁部門扉の2か所です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
290	137	第4章	第3節	4-1	4) 設置場所	「薬品管理室」は薬品庫の出入口付近としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
291	137	第4章	第4節	4-1	5) 設置個所	カメラ設置対象となるゲートは敷地境界内である北西側のゲート1か所でもよろしいでしょうか。	No. 289に記載のとおりです。
292	137	第4章	第4節	5	5 動力制御	「処理設備ごとに電力量計を別途に設置し」とありますが、例えば地下ポンプ室などは別の処理設備に分類されるポンプが同じ盤に納められることになり、設備ごとに分けるのは困難と考えられます。盤ごとあるいは機器ごとの電力量計を測定することとしても宜しいでしょうか。	機器ごとの電力量を測定することで計画してください。
293	137	第4章	第4節	6	警報	防犯セキュリティシステムについては警備会社を使用したシステム侵入・火災等の防犯システムの構築・施工も含め範囲内と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
294	137	第4章	第4節	6	警報	警備会社についてご指定はありますでしょうか。	警備会社の指定はありません。
295	137	第4章	第4節	6	6. 警報	「1) 警報盤を設け」とありますが、動力制御盤および中央監視盤の警報機能を兼ねることが出来れば、別途警報盤を設けなくても宜しいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
296	137	第4章	第4節	6	警報 2)	防犯セキュリティシステムについては警備会社を使用したシステム侵入・火災等の防犯システムの構築・施工も含め範囲内と考えてよろしいでしょうか。警備会社についてご指定はありますでしょうか。	お見込みのとおりです。 警備会社については、No. 294に記載のとおりです。
297	138	第4章	第4節	9	情報処理装置	情報処理装置に関しては、シーケンサを用いたコントロールシステム及びOAデスク設置型の情報処理装置を計画してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
298	138	第4章	第4節	9-1	機器構成	分散形プロセスコントロールステーションについては安全性を考慮した2重化CPUを搭載したプログラブルコントローラ等を用いたシステムを計画してよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
299	138	第4章	第4節	9-1	機器構成	ハードコピーおよび作表プリンタとメッセージプリンタを1台に共用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
300	139	第4章	第4節	9	9-3-2 分散形プロセスコントロールステーション	コントロールステーションについてはシステムの安定性を考慮した2重化CPUを搭載したプログラブルコントローラ等を用いたシステムを計画しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
301	138	第4章	第4節	9	9-3-4 メッセージプリンタ	メッセージプリンタをハードコピープリンタと共用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
302	139	第4章	第4節	9	9-3-4 メッセージプリンタ	メッセージプリンタをハードコピープリンタと共用しても宜しいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
303	140	第4章	第4節	10-2	情報事務監視設備	LCDコンソールのOA-LAN構築はセキュリティ性を考慮し運転管理用PCとの接続のみとし、各居室へは一般回線のインターネット接続環境を設けると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
304	140	第4章	第4節	10	10-2 情報事務監視設備	LAN接続について、Wi-Fi等の無線LAN接続としても宜しいでしょうか。	セキュリティ対策を講じた上で、提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
305	141	第5章	第1節		土地造成工事	計画敷地は、現況渡しとなるため、本施設の建設にあたって必要な解体工事・造成工事等を実施すること。と記載がありますが、必要な解体工事範囲は添付資料9：新設工事予定範囲、先行撤去可能範囲の処理水貯留槽、鳥小屋、井戸、車庫、トバ、ベンチ屋根との考えでよいか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
306	141	第5章	第1節		土地造成工事	今回ご提示資料にて存在が確認できない工作物、地下埋設物が出てきた場合には、別途協議を行うとの考えでよろしいでしょうか。	No. 10に記載のとおりです。
307	141	第5章	第1節		土地造成工事	既存設備を撤去する際は必要な調査の実施等、適切な処置を行うこと。と記載がございますが、既存施設（処理水貯留棟、鳥小屋、車庫等）のアスベスト調査報告書のご提示いただけますでしょうか。	要求水準書【解体工事編】P. 14「車庫」に記載のとおりです。処理水貯留棟、鳥小屋は調査してません。
308	141	第5章	第1節		土地造成工事	万が一土壌汚染が確認された場合の対応費用や期間は市より補償いただけると考えてよろしいでしょうか。	No. 4に記載のとおりです。
309	141	第5章	第1節		土地造成工事	敷地造成や構造物設置の際に、入札説明書等で明示のない工事の支障となる地下埋設物が発見された場合の調査費用や撤去工事、廃棄物処分費用等に関しては別途精算の対象となると考えてよろしいでしょうか。	No. 306に記載のとおりです。
310	141	第5章	第2節	2	雨水排水工事	「必要により調整池等を整備」とありますが、調整池の必要の有無を判断するための条件をご提示ください。	各社提案とします。
311	141	第5章	第2節	2	雨水排水工事	「必要により調整池等を整備」とありますが、現状も設置されてますでしょうか。設置されている場合は場所をご教示ください。	現状、調整池は設置していません。
312	141	第5章	第2節		場内整備工事	場内整備範囲は添付資料9の新施設建設予定範囲との考えでよろしいでしょうか。	必要に応じて、新施設建設予定範囲以外も提案してください。
313	141	第5章	第2節		場内整備工事	新施設建設範囲以外の門扉、フェンスの更新は含まないものとの考えでよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】第5章 第5節 門・囲障工事に記載のとおりです。
314	141	第5章	第3節		駐車場工事	本市が運搬等に使用する大型車両（長さ7.8m×幅2.5m×高さ3m）1台の駐車場を来客用とは別場所に屋根付きで設けること。と記載がありますが、屋根のみで壁設置の有無については、各社提案によるものとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
315	142	第5章	第4節		洗車場	洗車スペースは助燃剤搬出車両を駐車する大型車両駐車を兼用する計画としてもよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
316	142	第5章	第4節		洗車場	洗車スペースはホッパ室を兼用する計画としてもよろしいでしょうか。	各社提案とします。
317	142	第5章	第4節		洗車場工事	助燃剤搬出車両の寸法（長さ、幅、高さ）を教示下さい。	No. 43に記載のとおりです。
318	142	第5章	第4節		洗車場工事	洗車場工事については屋外設置または既存施設同様の受入室内等、新設処理棟内受入室、ホッパ室の設置方式どちらを採用しても宜しいでしょうか。	各社提案とします。
319	142	第5章	第5節		門・囲障工事	門・囲障工事は新施設建設予定地のみとの考えでよろしいでしょうか。敷地全体とする場合は、範囲や設置場所、門扉の更新範囲をご教示願います。	囲障工事についてはお見込みのとおりですが、門については、解体工事終了後に工事することとなります。
320	142	第5章	第6節		植栽工事	植栽工事の範囲については敷地全域と記載がありますが、新施設建設範囲との考えでよろしいでしょうか。異なる場合は、植栽工事範囲をご教授いただけますようお願いいたします。	敷地全域を指します。
321	142	第5章	第6節		植栽工事	対象地の植栽条件に適した低木以下の植種を選定し、とありますが、中木以上の選定は不可との考えでよろしいでしょうか。	新たに選定するものについては、お見込みのとおりです。
322	142	第5章	第6節		植栽工事	対象地の植栽条件に適した低木以下の植種を選定し、とありますが、既設中木以上を存置にて再利用することは可能との考えでよろしいでしょうか。	各社提案とします。
323	142	第5章	第6節		植栽工事	植栽地帯等に必要数の自動散水栓（タイマー付）を設置すること。とありますが、設置範囲をご教授いただけますようお願いいたします。	各社提案とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
324	142	第5章	第6節		植栽工事	植栽地帯等に必要数の自動散水栓（タイマー付）を設置すること。とありますが、井水または処理水を使用することは可能でしょうか。	各社提案とします。
325	142	第5章	第6節		植栽工事	植栽工事については既存樹木の移植はせず、すべて更新植樹と考えてよろしいでしょうか。また、緑化率の指定はないでしょうか。	既存樹木については、各社提案とします。 緑化率の指定はありません。
326	143	第5章	第8節	1	予備品・消耗品	『保証期間3カ年分の予備品・消耗品を納入する』こととなっていますが、消費期限のある予備品・消耗品（潤滑油など）は除外とし、運営・維持管理側で準備することとしてよろしいでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
327	143	第5章	第8節	2	工具類	工具等一式の提案とは今回の提案で明示するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
328	—	—	—	—	別添資料6	倉庫物入の備考に木棚、作業台、工具掛け等とありますが、工具工作室に必要な備品と考え、倉庫物入には不要と考えてよろしいでしょうか。	各社提案とします。
329	別添資料7				建築機械設備リスト（案）	水質試験室、湯沸室にガス器具が選定されていますが、電気式IHコンロ、または電気式給湯機での対応でも可能との考えでよろしいでしょうか。	提案を可とします。 なお、提案に係る条件等はNo. 6に記載のとおりです。
330	別添資料7					別添資料7を参考にし、各所の仕様を選定してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、要求水準書と同等以上としてください。
331	別添資料8					別添資料8を参考にし、各所の仕様を選定してもよろしいでしょうか。	No. 330に記載のとおりです。
332	別添資料9				敷地条件図	新施設完成範囲は、添付資料9の新施設建設予定範囲を示し、工事車両出入り可能範囲は、既設建物解体時も引き続き工事車両の出入りに使用できるとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
333	別添資料9				敷地条件図	新施設建設予定範囲（※1）が新設処理棟建設工事範囲との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
334	別添資料9				敷地条件図	工事用車両出入り可能範囲（※2）は新施設建設にあたり必要な改造または更新は可能との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、既存施設の運営に支障の無いよう計画してください。
335	別添資料9				敷地条件図	工事用車両出入り可能範囲（※2）は新施設建設に影響ない範囲の舗装更新などは不要との考えでよろしいでしょうか。	各社提案とします。
336	別添資料9				敷地条件図	構内道路に橋梁がありますが、通行車両の荷重制限についてご教授願います。	添付資料15のとおりです。
337	別添資料9				敷地条件図	現在施設の車両動線をご教授願います。	添付資料16のとおりです。
338	別添資料9				敷地条件図	資材等仮置き場の範囲のわかる資料をご提示ください。	No. 213に記載のとおりです。
339	別添資料9				敷地条件図	資材等仮置き場は仮設事務用地としても利用可能でしょうか。	No. 213に記載のとおりです。
340	別添資料9				敷地条件図	資材等仮置き場の仮設道路及び仮設電気、水道、電話、用水取り合い点確認できる資料についてご提示願います。	提示可能な資料はありません。
341	別添資料9					計装機器は、別添資料8を参考にし、処理工程に必要な計装機器を選択してもよろしいでしょうか。	No. 331に記載のとおりです。
342	—	—	—	—	別添資料9	敷地条件図に表記の資材等仮置き場の全体範囲が分かる図面を提示していただけないでしょうか。	No. 213に記載のとおりです。
343	—	—	—	—	別添資料9	また資材等仮置き場については無償にて貸与させていただけるものと考えて宜しいでしょうか。	No. 214に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
344	—	—	—	—	別添資料9	当該、鈴鹿市クリーンセンター整備事業における建設予定地敷地内においては、地下埋設物が残存しているものと推測します。旧施設の資料、図面等がございましたらご提示願います。また、本工事には旧施設の解体を含むものと考えてよろしいでしょうか。	No. 10に記載のとおりです。
345	—	—	—	—	別添資料9	当該、鈴鹿市クリーンセンター整備事業における建設予定地敷地内においては、有害物質等の残存は無いものと判断して宜しいでしょうか。もし、アスベストやダイオキシン類等の有害物質の発生時は処分費について別途協議とさせていただけると考えてよろしいでしょうか。	No. 10に記載のとおりです。
346	別添資料9				敷地条件図	新施設建設予定範囲について、新施設建設工事計画において既存施設の運転に支障がない計画とすることで、我入坊川側の道路部分も含めた範囲での配置計画は問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
347	別添9	-	-	-	敷地条件図	先行解体可能範囲の駐車場を解体する場合は、別の場所に駐車スペースを設ける必要があると考えられますが、敷地北側の植栽を撤去して工事中の駐車スペースとさせていただいてよろしいでしょうか。	No. 217に記載のとおりです。
348	別添11 4-52				2) 影響の分析結果	「放流水による環境負荷は現施設と同程度に維持することが可能であると考えられる。」とありますが、放流水の各成分の濃度[mg/l]ではなく、負荷[kg/日]を同程度に維持するという理解でよろしいでしょうか。	負荷[kg/日]を指します。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 6月 20日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

2-2 要求水準書に対する質問【運営・維持管理業務編】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	2	第1章	第1説	2	履行期間	「令和9年4月1日（予定）から令和24年3月31日（予定）まで」と（予定）と記載してありますが、例えば設計・施工期間の延長等により認められた場合、それに伴って運営期間及び運営費も変更となるということでしょうか。	契約交渉時の協議としますが、原則として設計・建設工事期間の延長はしません。
2	4	第2章	第1節	4	(1)電力購入先	電力料金を算出するため、ご指定の購入先の料金プラン及び料金単価をご提示ください。	1 入札説明書に対する質問 No. 87に記載のとおりです。
3	4	第2章	第1節	4	(1)受電	市が出資する鈴鹿グリーンエナジー(株)から購入とありますが、契約内容（契約種別、基本料金単価、従量料金単価〔時間帯別単価、季節別単価、燃料調整費単価、再エネ賦課金単価および力率割引条件〕をご教示ください。また、積算の公平を期するため令和5年〇月時点での単価で積算すること等ご指示いただけないでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 87に記載のとおりです。
4	5	第2章	第1節	4	(2) 受電	電力の購入先は鈴鹿グリーンエナジー株式会社とありますが、「様式第13号-16-1」に単価の記載がありませんのでご提示願います。	1 入札説明書に対する質問 No. 87に記載のとおりです。
5	4	第2章	第1節	4	(4)プロセス用水	プロセス用水として用いる井水（地下水）は無償提供いただけるとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	5	第2章	第2節	1	施設稼働開始以降の計画処理量の推移	「施設稼働開始以降の計画処理量の推移」の数値と、「別添資料3 年間処理量推移」の数値は若干異なりますが、様式第12号（別紙4）等を作成する際は「別添資料3年間処理量推移」を正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	5	第2章	第2節	1	計画処理量	運営・維持管理業務に係る費用を算出するにあたり、「施設稼働開始以降の計画処理量の推移」と「別添資料3 年間処理量の推移」では別添資料3の方を優先するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 6に記載のとおりです。
8	5	第2章	第2節	1		「施設稼働開始以降の計画処理量の推移（kL/日）」の表がありますが、令和9年度～令和15年度における一日当たりの処理量が別添資料3と異なります。別添資料3を正として提案するものと理解してよろしいでしょうか。	No. 6に記載のとおりです。
9	5	第2章	第2節	2	し尿等の搬入時間	「※なお、勤務時間内において、搬入時間の変更又は延長を指示した場合は対応すること。」とありますが、既設における年間日数及び延長時間の実績をご教示願います。	添付資料17のとおりです。
10	6	第2章	第2節	4	プロセス用水	「プロセス用水は地下水を利用する」とありますが、水質のデータを御教示願います。	2-1 要求水準書に対する質問【設計・建設工事編】No. 61に記載のとおりです。
11	6	第2章	第2節	5	搬入し尿等の性状	搬入性状を正確に把握するため、過去1年間分の搬入性状の水質分析データをいただけないでしょうか。	搬入し尿等の性状については、要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
12	6	第2章	第2節	5	搬入し尿等の性状	し尿のCl（塩化物イオン）濃度が汚泥再生処理センターの計画・設計要領に示された数値よりあきらかに低い値となっておりますが、考えられる要因をご教示ください。	採取時期によるものが可能性の一因と思われます。
13	7	第2章	第3節	2	放流水水質	運営・維持管理業務で求められる要求水準は、表中の計画処理水質との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
14	7	第2章	第3節	2	放流水水質	「放流水水質について、現施設と同等の水質とするよう努めること。」とありますが、現施設の放流水水質についてご教示願います。 また「努めること」というのは保証値ではなく、あくまでも目標値であるとの理解でよろしいでしょうか。現施設の放流水水質を超過した場合のペナルティ等は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	現施設の放流水水質は本市ホームページにて、公開しています。現施設の放流水水質を超過した場合、是正勧告を行う対象にはなりませんが出る限り現施設と同等の水質とするよう努めてください。
15	7	第2章	第3節	2	放流水水質	『現施設と同等の水質とするよう努めること』とありますが、一時的に現施設の放流水水質より上回る項目があったとしても放流基準を満足していれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	No. 14に記載のとおりです。
16	9	第2章	第3節		関係法令の遵守	既設の運転管理において、現在地域協定(騒音値や振動値の制限等)が締結されているものはありますか。	特にありません。
17	9	第2章	第3節	4	騒音	現状の暗騒音のデータがあれば、御教示願います。	要求水準書【設計・建設工事編】別添資料11に記載のとおりです。
18	9	第2章	第4節		3) 汚泥	「し渣混入の脱水汚泥は含水率70%以下に脱水し、資源化(助燃剤)として資源化する。」と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。
19	13	第2章	第12節		作成書類・提出資料	「環境保全率先行動計画」とは、「鈴鹿市地球温暖化対策実行計画」に基づいたCO2削減計画と考えてよろしいですか。	各社提案によります。
20	13	第2章	第13節		明渡し基準	自らの費用と責任において第三者機関による機能検査を、本市の立会のものに実施することとありますが、想定する第三者機関がございましたらご教授願います。	第三者機関による機能検査は精密機能検査と同義です。想定している第三者機関はありません。
21	13	第2章	第13節		明渡し基準	「第三者機関による機能検査」は「精密機能検査」と考えてよろしいでしょうか。	No. 20に記載のとおりです。
22	13	第2章	第13節		明渡し条件	第三者機関による機能検査とありますが、法定の精密機能検査が3年毎に実施されるため最終年度(15年目)に予定される同検査を貴市立ち合いのもと行い、その結果を流用するという考えでよろしいでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 3に記載のとおりです。
23	13	第2章	第13節		明渡し基準	本市は本事業終了後1~2年(施設稼働16~17年目)後程度の工事完了を目途に、本施設の基幹的整備改良工事の実施を想定している。とありますが、様式第13号-17-1,2において20年間の耐用年数、整備・補修費の項目があります。基幹的整備改良工事内容の計画についてご教授願います。 もしくは、計画が具体的でない場合は請負者にて想定20年間の整備・補修費を記入するものと考えてよろしいでしょうか。	基幹的設備改良工事内容は現時点で未定です。 そのため、事業者が想定する20年間の整備補修費を記述してください。
24	13	第2章	第13節		明渡し基準	「基幹的設備改良工事完了時」とありますが、完了時期は新施設の稼働から17年目末と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	13	第2章	第13節		明渡し条件	「適切な点検、補修で使用できる状態」として、「15年目までの補修費の年平均額程度の水準での補修」とありますが、補修費は経過年数が多くなればなるほど、高くなっていく傾向にあるため、1年目~15年目までの補修費の年平均額程度ではなく、8年目~15年目までの補修費の年平均額程度を水準としていただけないでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。
26	13	第2章	第13節		明渡し基準	「明渡し前に適当な引き継ぎ期間を設けて」とありますが、適当な引き継ぎ期間の設定は次期運営・維持管理業務運営事業者との協議によると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	13	第2章	第13節		明渡し基準	「必要な燃料及び薬品等の用役を補充し、規定数量を満たした上で」とありますが、「規定数量」はこの契約事業者の実績に基づく量と考えてよろしいでしょうか。	要求水準で指定されている量を指します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
28	13	第2章	第13節		明渡し基準	「予備品や消耗品などについては、12ヶ月間使用できる量」とありますが、その量はこの契約事業者の実績に基づく量と考えてよろしいでしょうか。	No. 27に記載のとおりです。
29	14	第3章	第2節	—	有資格者の配置	「廃棄物処理施設技術管理者」とは、財)日本環境衛生センター認定講習修了者との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	14	第3章	第2節		有資格者の配置	電気主任技術者を必ず配置することとありますが、電気主任技術者については、みなし設置者制度を活用することで当該資格者及び保安業務を外部専門業者に再委託できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	14	第3章	第2節		有資格者の配置	「電気主任技術者を必ず配置すること」とありますが、常勤でなくてもよろしいですか。	お見込みのとおりです。
32	14	第3章	第2節		有資格者の配置	電気主任技術者を必ず配置することとありますが、再委託することも可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 30に記載のとおりです。
33	14	第3章	第2節	—	有資格者の配置	「電気主任技術者を必ず配置すること」とありますが、常駐の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 31に記載のとおりです。
34	14	第3章	第2節	—	有資格者の配置	「電気主任技術者を必ず配置すること」とありますが、外部委託をすることで配置をすることの理解でよろしいでしょうか。	No. 30に記載のとおりです。
35	14	第3章	第4節		勤務日及び時間	「標準的な運営事業者の勤務日及び時間は、本市に準ずること」とは、鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(条例第3条第2項)に基づき、午前8時30分～午後5時15分までと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	14	第3章	第4節		勤務日及び時間	「本市が行う定期修繕」とありますが、具体的な定期修繕の範囲についてご教示願います。	敷地内で運営・維持管理業務の対象外のもの(跡地利用の設備等)を指します。
37	15	第4章	第1節	5	し渣(きょう雑物)の取扱い	運搬車両は、貴市の所掌範囲と解釈してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
38	15	第4章	第1節	6	資源化物(助燃剤)の取扱い	運搬車両は、貴市の所掌範囲と解釈してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
39	15	第4章	第2節		1. 搬出入車両管理	沈砂・し渣の搬出、助燃剤の搬出の際の計量は本施設でされると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	15	第4章	第2節	2, 3, 4	搬出物の処分	洗砂、し渣、助燃剤の処分費用も貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	15	第4章	第2節	2, 3, 4	搬出物運搬の所掌	洗砂、し渣、助燃剤の運搬は貴市の負担で行うとのことですので、運搬に使用する車両の調達及び維持管理(整備、車検等を含む)も貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	16	第4章	第3節	2		「本施設供用当初数年間は、時期的に計画処理量を上回るし尿等が搬入される」とありますが、具体的にはいつ頃の時期を想定されているのでしょうか。	日変動を考慮すると計画処理量を上回るし尿等が搬入される可能性があります。詳細については、添付資料18のとおりです。
43	16	第4章	第2節	5	受入監視室	「不審な搬入車等については聞き取り確認等を実施すること。」と記載がありますが、不審な搬入車等の所内・市民への周知は貴市の方でご対応して頂けることとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	17	第4章	第3節	4	表 計測項目及び頻度	処理工程別水質の提案とは今回の提案で示すものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	17	第4章	第3節	4	搬出入物及び水質に係る分析業務	表の計測項目及び頻度のうち、処理工程別水質については、機器の運転管理への利用を想定しているため、計量証明は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。
46	18	第4章	第5節	1	2) 補修・更新計画	「毎年度の補修・更新計画を前年度作成のうえ、本市との協議し、承諾を得ること」とありますが、年度途中で突発修繕等が必要となった場合、年度内での計画変更は協議できますでしょうか。	協議を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
47	18	第4章	第5節	2	長寿命化計画の見直し	精密機能検査は3年に1回行うとの理解でよろしいでしょうか。(根拠: 廃掃法)	お見込みのとおりです。
48	18	第4章	第5節	2	長寿命化計画の見直し	貴市が保管する精密機能検査の記録資料(H31年度の精密機能検査実施報告書)についてPDF版を頂くことは可能でしょうか。またH31年度以降で最新版の報告書データがありましたら合せてご提供お願いいたします。	添付資料19, 20のとおりです。
49	18	第4章	第5節	2	長寿命化計画の見直し	第三者機関による精密機能検査は3年毎に行い、精密機能検査を受けた年においては、点検・整備結果、補修実績に加え、精密機能検査に基づいた見直しを行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	18	第4章	第5節	2		「第三者機関による精密機能検査」とありますが、これは事業者の所掌により実施するものと理解してよろしいでしょうか。	事業者の所掌で実施します。
51	19	第4章	第5節	3	表 点検項目(参考)	点検内容 樹木・植栽等の保全及び駐車場及びトイレの点検、修理及び更新を行い、常に良好な環境を保つ。とありますが、別添資料4は除草・植栽管理範囲図となっており、除草・植栽管理範囲のみを示すものとし、管理範囲3にありますが旧鈴鹿市クリーンセンターのトイレ等の点検、修理等は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	19	第4章	第5節	3	1) 日常点検	業務内容を正確に把握するため、対象管理範囲の現行における植栽業務の数量や作業内容等をご教示ください。	年間に除草作業約18,000㎡(場所により1~4回実施)、剪定・癒合促進剤塗布約170本、薬剤散布2回を実施しています。作業範囲は添付資料21のとおりです。
53	20	第4章	第5節	7	点検・補修記録の作成・報告	「各設備・機器の点検・整備、故障及び補修に係る記録について、事業期間を通じて機器管理台帳により適切に管理し、電子データにより本市に提出すること。」とありますが、貴市への報告書類は基本的に電子データ提出と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	20	第4章	第5節	9	水槽清掃	既設における水槽の清掃(浚渫)について、実施頻度、高圧洗浄車/吸引車の手配といった数量や作業内容等をご教示願います。	受入槽と貯留槽を各年3回、使用車両は吸引車1台手配し、清掃作業を実施しています。
55	21	第4章	第6節	4	環境測定	表中の月次悪臭測定について、「硫化水素、アンモニア(検知管)」とありますが、運営事業者は測定のために各種検知管・吸引ポンプ及びテトラバッグを用意すればよろしいでしょうか。また測定箇所は敷地境界上4箇所を想定すればよろしいでしょうか。	各社提案によります。
56	24	第4章	第9節	2	見学者対応	現在、貴市が行っている見学者対応の内容(1回あたりの見学者人数、頻度、手順、見学ルート、1回あたりの時間など)についてご教示願います。	過去3年度は見学対応はありませんが、小中学生等の見学を想定しています。
57	25	第4章	第9節	4	情報発信	貴市による情報公開に関して、事業者独自のノウハウや著作物に関する内容を含む可能性があることから、公開される内容は協議により事業者の承認を得たうえで決定されるものと考えてよろしいでしょうか。	協議を可とします。
58	25	第4章	第9節	5	清掃	「植栽等についても定期的に手入れを行い」と記載がありますが、今回の整備事業において植栽工事を行った箇所のみが対象となるのでしょうか。そうでない場合には、高木、低木の本数および種類、除草を行う範囲(面積)をご教示ください。	要求水準書【運営・維持管理業務編】別添資料4に記載のとおりです。
59	25	第4章	第9節	6	警備	「24時間監視体制」とありますが、監視方法については提案によるとしてよろしいですか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。
60	26	第4章	第9節	9	搬入道路等の維持管理	「門扉やフェンス、案内看板、搬入道路の橋梁の日常管理等も運営事業者が実施することとする。」とありますが、橋梁を除く、受注者が建設した門扉やフェンス、案内看板の整備補修は、運営事業者が実施するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
61	26	第4章	第8節	10	旧鈴鹿市クリーンセンター跡地整備事業への協力	「運営事業者は、本市が行う旧鈴鹿市クリーンセンター解体工事跡地において実施する跡地整備事業に協力すること。」とありますが、運営事業者に対し、どのような協力を想定されていますか。	跡地整備事業の工事を進めるにあたり管理運営との調整（工事車両の通行等）が必要な場合を想定しています。
62	26	第4章	第9節	10	旧鈴鹿市クリーンセンター跡地整備事業への協力	具体的にどのような協力が発生すると想定されておりますでしょうか。	No61に記載のとおりです。
63	26	第4章	第9節	10	旧鈴鹿市クリーンセンター跡地整備事業への協力	本市が行う旧鈴鹿市クリーンセンター解体工事跡地において実施する跡地整備事業に協力すること。とありますが、具体的な業務内容等についてご教授願います。	No61に記載のとおりです。
64	—	—	—	—	別添資料4 除草・植栽管理範囲図	管理範囲に古墳が含まれていますが、管理方法について注意点・制約等ございましたらご教授願います。	要求水準書【解体工事編】に記載のとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 6月 20日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

2-3 要求水準書に対する質問【解体工事編】

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	1	第1章	1		工事概要	計画地内に土壌汚染があった場合の土壌洗浄費用、工期などは別途精算、協議頂けると考えて宜しいでしょうか。	2-1 要求水準書に対する質問【設計・建設工事編】No. 4に記載のとおりです。
2	1	第1章	1		工事概要	既存施設のテニスコート利用者の駐車場がある部分などで土質調査や解体工事準備工（建物背面土の除去）として先行掘削を行う場合、設計・建設工事期間からテニスコートや駐車場の利用を停止できるものと考えてよろしいでしょうか。	2-1 要求水準書に対する質問【設計・建設工事編】No. 218に記載のとおりです。
3	2	第1章	2-1		工事範囲	添付資料1の※2と※3エリアの違いは、※2は原則撤去、※3は原則存置と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、※2内の残置箇所及び※3内の既設舗装や構造物について、健全性を確認し、新施設の運営上更新が必要となる箇所は更新してください。
4	2	第1章	2-1		工事範囲	解体工事の契約工事範囲は添付資料1の※1～3と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	2	第1章	2-1		工事範囲	本件が公告された日から既存施設稼働停止までの期間で貴市にて設置または撤去を予定されている設備があればご教示ください。	現時点ではありません。
6	2	第1章	2-1		工事範囲	本件が公告された日から既存施設稼働停止までの期間で貴市にて設置または撤去を予定されている設備があればご教示ください。	No. 5に記載のとおりです。
7	2	第1章	2	2-1	機械設備・土木建築設備及び電気計装設備工事	解体撤去対象となる機器の変圧器やコンデンサなどにPCBは含まれていないと判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	2	第1章	2	2-1	機械設備・土木建築設備及び電気計装設備撤去工事	埋設以外の配線、配管等については撤去範囲外でも原則撤去するものとする。とありますが、既設状況のわかる資料のご提示をお願いします。	要求水準書【解体工事編】別添資料2から推定してください。
9	2	第1章	2	2-2	建築物撤去工事	撤去対象物は地上、地下の構造物およびそれに付属する全ての建築物とは、どこまでの建築物を想定しておりますでしょうか。想定される建築物の資料提示をお願いいたします。（処理水貯留槽、鳥小屋、井戸、車庫、トイレ、ベンチ屋根等）	現施設及び、現施設に付随する全ての設備を指します。
10	2	第1章	2-2		整地高さ	「整地高さは現況を標準」とありますが、ここで言う現況とは既存施設受入前室入口の高さ（標高22.0m）であると考えてよろしいでしょうか。	解体対象物のある箇所は、新施設の地盤高さに合わせることにします。
11	2	第1章	2	2-3	埋戻し・整地工事	擁壁を設置する場合は、安定計算した工法で施工するとありますが、宅造規制法や都市計画法の開発基準に縛られるのでしょうか。	安定計算で安全性の確認は必要ですが、宅地造成工事規制区域外及び市街化区域外、並びに市街化調整区域外であることから法令等の適用義務はありません。
12	2	第1章	2	2-3	埋戻し・整地工事	整地工事は、埋め戻し、整地までとし、植栽、外構、門・圍障工事は含まないものとの考えでよろしいでしょうか。	植栽、外構、門・圍障工事は要求水準書【設計・建設工事編】に記載のとおりです。
13	2	第1章	2	2-4	その他の工事等	アスベスト調査報告書記載のないもので、アスベストが発見された場合は、協議可能との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	2	第1章	2	2-4	その他の工事等	焼却プラント施設のアスベスト調査報告書のご提示をお願いいたします。	焼却プラント施設のアスベスト調査報告書はありません。
15	2	第1章	2	2-4	その他の工事等	処理水貯留棟、鳥小屋、車庫のアスベスト調査報告書のご提示をお願いします。	2-1 要求水準書に対する質問【設計・建設工事編】No. 307に記載のとおりとします。
16	2	第1章	2-4	4), 5)	汚染物の調査、除去	水銀、フロンなどの汚染物はすべて除去済みであると考えてよろしいでしょうか。また、受注後にそれらの含有が発見された場合の除去工事費及び処分費は別途精算の対象であると考えてよろしいでしょうか。	除去作業は実施していません。 含有が発見された場合は、協議により決定とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
17	2	第1章	3		責任施工	工事や搬入車両などの安全確保のため、現状2箇所ある搬入車両出入口の片方を工事関係車両専用とすることは可能でしょうか。	2-1 要求水準書に対する質問【設計・建設工事編】No. 215に記載のとおりです。
18	2	第1章	3		責任施工	解体工事期間を確保するため、既存施設の運営に支障がないことを前提に事前調査や汚泥乾燥焼却設備等の休止設備、外構設備などの解体撤去を令和9年度以前に先行して着手してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、要求水準同等以上であることともに、提案内容が発注者のメリットになることを明記してください。
19	3	第1章	2	2-5	周辺施設の保護	「古墳については原則工事不可」とありますが、既存施設解体作業時の土留めに要するアースアンカーの打設など、地表部に影響がでない仮設設備等を古墳エリア内に設置することは可能でしょうか。また、古墳エリアにおいて仮設設備等の施工が不可となる範囲（深さ）をご教示ください。	必要と考えられる工事については、各社提案とします。範囲については、文化財に影響のないことを条件に本市との協議事項とします。
20	6	第1章	13	1)	検査及び試験	①施工検査（各種段階検査）の参考検査項目があればご教授ください。	各社提案とします。
21	6	第1章	13	4)	環境モニタリング	「工事終了後の環境モニタリング」について受注者が実施すべき事項をご教示ください。	各社提案とします。
22	11	第3章	1	-	廃棄物の区分と処理・処分	既設電気室内の変圧器、コンデンサについての微量PCB含有調査結果、処理予定状況をご教示願います。	No. 7に記載のとおりです。
23	12	第4章	1		アスベスト、ダイオキシン類、重金属類調査結果	事前調査に記載のある各汚染物の調査内容以外に発生するものについては、別途必要となる費用、工期について補償されるものと考えてよろしいでしょうか。	協議により決定とします。
24	12	第4章	1		汚染物の調査結果	解体事業者による追加調査によって本資料にご提示のない個所や本資料の記載より高い濃度の汚染物が発見された場合の除去工事及び処分に係る費用は別途精算の対象であると考えてよろしいでしょうか。 (特にプラント設備関連の水槽防食塗膜や基礎素地材など)	協議により決定とします。
25	12	第4章	1	1-1	石綿含有産業廃棄物調査結果	分析結果欄の【-】表記は、含有なしと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	12, 13, 14	第4章	1	1-1	石綿(アスベスト)事前調査	分析結果の“-”はどのような結果なのか教示下さい。	No. 25に記載のとおりです。
27	16	第5章	1		計画条件	土壌汚染はないものとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	18	第5章	3	3-1	仮設電気 工事用水	設計・建設工事編で記載の資材等仮置き場は引き続き利用可能との考えでよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	21	第5章	4-4		外壁仕上塗材の除去時の養生	集塵装置付きディスクグラインダーによる除去やプラスチックシートによる養生が指示されていますが、解体作業に従事する作業者の安全確保、汚染物の飛散、流出による周辺環境への汚染防止及び廃棄物の適正な処理が可能であれば、他の工法を提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。なお、提案に係る条件等はNo. 18に記載のとおりです。
30	22	第5章	5-5		仮設排水処理設備の設置場所	汚泥乾燥焼却設備の解体撤去を新施設の稼働開始より先行して実施する場合、仮設排水処理設備の設置場所は受入室以外の既存施設運営に影響しない場所で協議により決定するものとしてよろしいでしょうか。	協議により決定とします。
31	別添資料1	-	-	-	解体範囲図	敷地内に勾配があり、がけ地になっているところがありますが、がけ地条例の規制はかかりますでしょうか。	三重県建築基準条例第6条に該当する場合は規制の対象となります。
32	別添資料1	-	-	-	解体範囲図	解体範囲図の全撤去範囲（※1）及び新施設建設予定範囲に掛からない部分の旧施設地中残置埋設物については解体撤去不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	別添資料			1	解体範囲図	施工禁止範囲内に散水栓、外灯の設置がありますが、既設建物撤去に伴い、取り合いが必要となる場合は、取り合い場所と設備種別のご提示をお願いします。	各社提案とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
34	別添資料			1	解体範囲図	施工禁止範囲でも工事車両の通行は可能でしょうか。	協議により可能とします。
35	別添2				既存施設竣工図	現クリーンセンター内を見学させていただいたところ、別添資料2として受領しました既存施設竣工図面にはない機械（多重円板脱水機4台）を確認しました。改造や更新などにより追加された機械や盤類の仕様について、脱水機以外のものも含めてご教示願います。	主要な機器類については添付資料22のとおりとします。 汙布洗浄ポンプ・洗車ポンプなど、撤去済みの機器もあります。
36	添付資料 3	図面番号 9	—	—	雨水排水施設計画平面図	No.1吐口、No.2吐口は現地で見つかりませんでしたので、管径、管種、管底高さをご教示下さい。 また、M1、M2、M3の接続先と放流先は、No.1吐口で宜しいでしょうか。それ以外のところに放流されているのであれば、その流出先の管情報（管径、管種、管底高さ）をご教示下さい。	No.1吐口、No.2吐口とも、図面位置より下流側約15～20mの地点にあります。 その他は要求水準書【解体工事編】別添資料3のとおりとします。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 6月 20日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

3 落札者選定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答内容
1	4	3	(3)	ア	(ウ) 提案書の基礎審査	提案書の基礎審査の際に提案事項間の齟齬と見なされた場合、説明の機会を頂けると考えてよろしいでしょうか。	基礎審査時に確認を行う場合があります。
2	6	2	(6)		入札価格の定量化審査	定量化限度額の算定式についてご教示願います。	審査講評時に公表します。
3	6	2	(6)		入札価格の定量化審査	定量化限度額とは鈴鹿市が制定している低入札価格基準でしょうか、また失格基準価格は設けないのでしょうか。	落札者選定基準に記載のとおりです。
4	6	3	(4)	イ	提案書の定量化審査に関する得点化方法	(イ) 「選定委員会の各委員が個別に行った評価」と記載がありますが、審査結果等の公表を行う際には、平均値だけでなく、個別の評価点も公表して頂けるのでしょうか。	選定委員会の各委員の評価は公表しません。
5	8				提案書の定量化審査において審査する点	SPCを設置した自治体に納める税金等は地元貢献に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 6月 20日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

4 様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答内容
1	第4号	予定する建設事業者の構成				予定する建設事業者の構成	本施設の建築物の設計・建設を行う者として、複数の構成員で対応を予定しています。その場合は、本様式を参考にして構成員全てを記入し提出すればよろしいでしょうか。	共同企業体構成員につきましては、お見込みのとおりです。
2	第4号	予定する建設事業者の構成				予定する建設事業者の構成	本施設の運営を行う者として、複数の構成員で対応を予定しています。その場合は、本様式を参考にして構成員全てを記入し提出すればよろしいでしょうか。	様式第3号に記入してください。
3	第4号	予定する建設事業者の構成				予定する建設事業者の構成	既存施設の解体工事を行う者として、複数の構成員で対応を予定しています。その場合は、本様式を参考にして構成員全てを記入し提出すればよろしいでしょうか。	No. 2に記載のとおりです。
4	第7号	委任状(代理人)				代表企業代表者, 1代理人	代表企業代表者は代表取締役社長, 1代理人は委任先支店代表者(建設工事等入札参加有資格者)でよろしいでしょうか。	代表企業代表者は代表取締役社長に限らず、各社の体制によります。代理人は、委任事項の対応を実際に行う者を選出してください。
5	第8号-2	—	—	—	—	監理技術者の資格及び業務経験	実施設計及び製作期間と現場工事期間で技術者を複数名申請する場合は本様式を人数分提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	第8号-2					「入札説明書第4 2 (2)イ」に規定する監理技術者の資格及び業務経験	注意書きが運転管理業務に関するものと思われます。本様式の添付資料は、監理技術者資格者証、コリンズ登録内容確認書の写し、契約書の写し等で宜しいでしょうか。	様式集(6/26変更予定)を参照してください。
7	第8号-3					「入札説明書第4 2 (3)イ」に規定する配置予定者の資格及び業務経験	運営維持管理業務の開始時に配置される可能性のある配置予定者を複数名申請してもよろしいでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 21に記載のとおりです。
8	第8号-3					「入札説明書第4 2 (3)イ」に規定する配置予定者の資格及び業務経験	資格要件を満たすものであれば、参加資格審査時に申請した配置予定者から変更を行うことは可能でしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 24に記載のとおりです。
9	第11号-1					要求水準に対する設計仕様書	入札説明書の第7提出書類において当該様式の提出方法の記載がございませんが、紙媒体での提出は不要との理解でよろしいでしょうか。必要である場合、相当量の枚数が想定されます。その際は、可読性、デザイン性を加味し、提案書の分冊での提出としてもよろしいでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 41のとおりです。
10	様式第11号-1	要求水準に対する設計仕様書					CD-Rに保存して提出するデータとありますが、提案書を保存したCD-RにMicrosoftExcelデータを入れて3部提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	第12号	(別紙4)					「①建設事業者への支払額」と「①運転・維持管理業務委託料A」の①が重複し、「②運転・維持管理業務委託料B」と「②運転・維持管理業務に係る対価」の②が重複しているため、修正された様式の御提示を願います。	様式集(6/26変更予定)を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答内容
12	第12号	(別紙4)					入札説明書p10第3(2)に、「令和6年1月下旬運営事業者の設立」、「令和6年3月下旬特定事業契約本契約成立」とあるので、令和6年1月(令和5年度)からSPCの経費が発生するため、貴市のSPCへのお支払いは令和9年度からとしても、令和5年度のSPCの経費はそれらに含まれるという考えでよろしいでしょうか。 また、設計・建設期間の令和6年3月のJVの経費は見込まず、令和6年度以降に繰り入れるという考えでよろしいでしょうか。	契約交渉時の協議事項とします。
13	第12号 (別紙4)	—	—	—	—	入札価格参考資料(市のライフサイクルコスト)	変動費等の算出根拠となる処理量は、定格処理量140kl/日を採用する考えでよろしいでしょうか。 または、要求水準書【運営・維持管理編】添付資料3年間処理量推移の処理量を用いるべきでしょうか。	2-2 要求水準書に対する質問【運営・維持管理業務編】No. 6に記載のとおりです。
14	第12号	入札価格参考資料					入札価格参考資料の変動費は、要求水準書【運営・維持管理業務編】p5に記載の通り、要求水準書【運営・維持管理業務編】別添資料3の年間処理量推移を基に算出するという理解でよろしいでしょうか。	2-2 要求水準書に対する質問【運営・維持管理業務編】No. 6に記載のとおりです。
15	参考資料1	運転管理人員					「必要人数」について、提案時における必要人数を記載しますが、将来、企業努力により、減員が可能となった場合、提案時に記載した必要人数を必ずしも守る必要はないとの理解でよろしいでしょうか。(業務委託であるため、事業者自らにより配置の決定ができるため)	その他の提案事項との整合性を加味し、申し出により協議を可とします。
16	参考資料1	運転管理人員					「人件費合計」について、提案点における必要人数を記載しますが、将来、企業努力により、減員が可能となった場合、人件費合計は減額されないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 15に記載のとおりです。
17	参考資料1					運転管理人員	人件費単価(千円/人)及び人件費合計(千円)の単位は、千円/人・年及び千円/年の認識でよろしいでしょうか。 また、参考資料2の人件費と整合させるとい認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	参考資料2					固定費 ii 水道使用料金	水道使用料金には、職員等の生活用水等の固定費分のものもあります。これを固定費分水道使用料金として固定費 ii に計上してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	参考資料2					固定費 ii 薬品費	薬品費には、処理量の変動に拘わらず、脱臭薬品のように固定した使用量のものがありますが、これは固定費分薬品費として固定費 ii に計上してよろしいでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 88に記載のとおりです。
20	参考資料4					変動費 薬品費	参考資料4 で用いる薬品単価は、様式第13号-16-1で貴市の御指定単価とする必要はありますでしょうか。	各社提案を可とします。
21	第13号	16	1			水道費	単価については鈴鹿市上下水道局の水道料金計算方法を使用してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	第13号	16	1			電力費	電力の購入先が「鈴鹿グリーンエナジー株式会社」となっていますが、基本料金及び電力料金の単価をご教示願います。	1 入札説明書に対する質問 No. 87に記載のとおりです。
23	第13号-● 様式	技術提案書					提示いただいている様式はあくまで目安と考え、綴じ代や読みやすさを考慮して余白等を調整してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	第13号	技術提案書					技術提案書の様式において、必要事項が記載されていれば、視認性を損ねない範囲で、余白範囲の変更及び図枠の装飾等の工夫は可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 23に記載のとおりです。
25	第13号-● 様式	技術提案書					「第13号-●様式」の表記になっておりますが、他様式と表記を統一するため「様式第13号-●」としてもよろしいでしょうか。	様式集(6/26変更予定)を参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答内容
26	様式第13号-14-1	地域貢献（設計・建設事業）の内訳（管内企業との協力・連携）					二次下請までの管内企業への発注額を計上とありますが、JVの構成員である管内企業の出資比率に応じた金額を記載してもよろしいでしょうか。もしくはJVからの一次、二次下請への発注額を記載するのでしょうか。	JV構成員である管内企業の出資比率に応じた金額の記載は可とします。
27	第13号-16-1					算出条件	「処理量140kL/日の定格運転（365日/年）の場合について記載する」とあるので、各項目の処理単価（円/kL）は、用役費（円/年）を140kL/日×365日/年＝51,100kL/年で除したものを記載すると考えてよろしいでしょうか。また、処理単価（円/kL）は変動費の提案単価と同様、円単位とし、その端数は切り捨てと考えてよろしいでしょうか。	2-2 要求水準書に対する質問【運営・維持管理業務編】No. 6に記載のとおりです。処理単価の考え方はお見込みのとおりです。
28	第13号-16-1					その他	「算出根拠を別途添付すること。」とありますが、「算出根拠」は設計図書の設計計算書、維持管理費内訳でよろしいでしょうか。	用役量の算出根拠について、根拠資料として提出してください。
29	第13号-16-1					薬品費	単価が御指定のあるもの以外の薬品を使用する場合、その単価は弊社のものとしてよろしいでしょうか。単価を御指定された理由を御教示願います。また、様式第12号（別紙4）に記載する固定費、変動費に使用する薬品単価はこれらの単価とは整合しなくてもよろしいでしょうか。	各社提案を可とします。各様式間での整合はとるよう計画してください。
30	第13号-16-1					薬品費	薬品費を、固定費分薬品費と変動費分薬品費とに区分してよろしいでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 88に記載のとおりです。
31	第13号-16-1					電力費	電力量料金単価には、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価、燃料費調整額単価が含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 87に記載のとおりです。
32	第13号-16-1					水道費	水道基本料金の「用役量」欄に「基本水量」とありますが、貴市の本件単価においては基本水量による単価はないものと考えてよろしいでしょうか。また、単価欄の単位は「円/2カ月」、用役量欄の単位は「月/年」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。単価欄の単位は「円/月」と考えてください。
33	第13号-16-1					水道費	水道従量料金単価は、各使用量毎の単価を加重平均したものを記載すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	第13号-16-1	維持管理費内訳表	薬品費	E列17～22		単価	薬品費の単価については、指定の単価ではなく、事業者の提案によるとの認識でよろしいでしょうか。	No. 20に記載のとおりです。
35	第13号	16	1			薬品費	単価が記入されている薬品がありますが、単価を変更した提案としてよろしいでしょうか。	No. 20に記載のとおりです。
36	第13号-16-1	維持管理費内訳表	活性炭費	E列37, 38		単価	薬品費の単価については、指定の単価ではなく、事業者の提案によるとの認識でよろしいでしょうか。	No. 20に記載のとおりです。
37	第13号	16	1			活性炭費	水処理用活性炭の単価が記入されていますが、単価を変更した提案としてよろしいでしょうか。	No. 20に記載のとおりです。
38	第13号-16-1	維持管理費内訳表	電力費				本事業では電力の調達先が指定されているため、基本料金単価、電力量料金単価、燃料調整費、再生可能エネルギー賦課金単価は発注者にて記入していただくという認識でよろしいでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 87に記載のとおりです。
39	様式第13号-16-1	維持管理費内訳表				算出条件	「5. 電気用役量は、プラント設備のみ（処理部の証明などは含む）を計上する。」とあるため、「プラント設備」の範囲をご教示願います。	し尿等の処理に係る部分とします。
40	様式第13号-16-1	維持管理費内訳表				算出条件	8. 提案単価を記載した上で「単価根拠」の説明と資料添付すること。」とありますが、「提案単価」とは、本様式の「処理単価」に該当するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答内容
41	第13号-16-2					電力量	ここに記載する使用電力量、契約電力は共に、処理量140kL/日（し尿：16kL/日、浄化槽汚泥：101kL/日、農集排汚泥：23kL/日）の定格運転（365日/年）の場合について記載するもので、各年度の処理量における使用電力量、契約電力ではないとの理解でよろしいでしょうか。	2-2 要求水準書に対する質問【運営・維持管理業務編】No. 6に記載のとおりです。
42	第13号-16-2					電力量	建築電力（照明、空調他）の使用電力量、契約電力の記載は必要でしょうか。	不要です。
43	第13号-17-1						土木設備（水槽類）とありますが、様式第13号-17-2に準じて、土木建築設備（水槽防食、屋根防水、その他）として記載してもよろしいでしょうか。	可とします。
44	様式第13号-17-2	整備・補修費一覧表				表2	本表は、「設計仕様書に記載している機器のうち、施設性能（放流水室等）の達成に直接必要な機器等のみ計上すること」とあるため、表1の金額とは異なる金額が記入されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	様式第15号-1	提案図書概要版					「各小項目について400文字以内で提案内容を簡潔に示すこと。（各小項目につき、A4版・縦1ページ）」とありますが、1ページに1つの小項目の提案内容しか記載できないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	様式第15号-1	提案図書概要版					記載方法（例）には、文章の後に“（●文字）”とありますが、各小項目が1ページあたり400文字以内であることを示すために、小項目1ページごとの文字数を記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
47	様式第15号-1	提案図書概要版					「注：強調したい部分は太字、下線とし…」とありますが、太字かつ下線との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	第15号-1様式	提案図書概要版					提示いただいている様式はあくまで目安と考え、綴じ代や読みやすさを考慮して余白等を調整してもよろしいでしょうか。	No. 23に記載のとおりです。
49	第15号-1様式	提案図書概要版					「第15号-1様式」の表記になっておりますが、他様式と表記を統一するため「様式第15号-1」としてもよろしいでしょうか。	様式集（6/26変更予定）を参照してください。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 6月 20日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

5 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	1	3			運営事業者の設立	SPCの設立は特定事業契約仮契約を締結する令和6年2月上旬としていただけないでしょうか。	基本協定書（案）に記載のとおりです。
2	1	3			運営事業者の設立	SPCが貴市より業務を受け業務を開始するのは令和9年からですので、運営委託契約の締結は業務開始前の時期に締結頂くことをご許可頂けませんでしょうか。	基本協定書（案）に記載のとおりです。
3	2	3	2	6	運営事業者の設立	「監査役並びに会計監査人の設置に関する事項を規定すること。」とありますが、監査役並びに会計監査人の設置は任意であり、設置する場合は定款に規定するものと理解してよろしいでしょうか。	基本協定書（案）に記載のとおりです。
4	3	6	2		特定事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	第6条第2項による違約金と、第7条第2項、第10条第3項の違約金について、同一の事象により生じたものである場合には重複せず、いずれか高い方が適用されるという理解でよいでしょうか。	重複はしませんが、本条第3項に記載のとおりです。
5	5	10	3		特定事業契約の不成立	「第5条及び第6条」となっていますが、第5条には違約金の定めがないため「第6条及び第7条」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	6	12	3	4	秘密保持	「本市のアドバイザー業務受託者」とは本事業のアドバイザーと理解してよろしいでしょうか。	基本協定書（案）に記載のとおりです。
7	6	12	4		秘密保持	情報公開等行う場合において、開示する情報が受注者の営業秘密に該当する場合には、競争力に影響を与えるため、開示の範囲については事前にご協議願えませんか。	提案を可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 6月 20日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

6 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	1	4	1		入札説明書等の優先順位	質問回答書については各契約よりも順位が下位になっています。質問回答書は、各契約の理解を補うためのものでもありますので、解釈を補う範囲では参照されるものと理解してよろしいでしょうか。	基本契約書（案）に記載のとおりです。
2	6	16	3		運営事業者損害賠償義務等の履行の保証	「第48条第5項」と記載されていますが、この条項が存在しないことから「第50条5項」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	7	21	2		契約の不調	本基本契約書が本契約として成立に至らなかった場合についての違約金は、基本協定書第6条、第7条、第10条の違約金とは重複せず、いずれの高額の方であると理解してよろしいでしょうか。	重複はしませんが、本条第3項に記載のとおりです。
4	7	23	3	4	秘密保持	「発注者のアドバイザー業務受託者」とは本事業のアドバイザーと理解してよろしいでしょうか。	基本契約書（案）に記載のとおりです。
5	7	23	4		秘密保持	情報公開等行う場合において、開示する情報が落札者の営業秘密に該当する場合には、競争力に影響を与えるため、開示の範囲については事前にご協議願えませんでしょうか。	提案を可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 6月 20日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

7 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	1	1	3		入札説明書等の優先順位	質問回答書については各契約よりも順位が下位になっています。質問回答書は、各契約の理解を補うためのものでもありますので、解釈を補う範囲では参照されるものと理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
2	5	5の2	2		著作権の譲渡等	成果物を利用する範囲は本事業のためのみと理解してよろしいでしょうか。また、公表する成果物に受注者の秘密情報が含まれている場合につきまして、使用する内容は、受注者の競争力に影響を与えることがありますので、その範囲については事前に受注者に確認させていただきますよう、お願いいたします。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
3	8	11の2	5		業務実施状況のモニタリング	「第47条第6号」とありますが、第47条は項分けされています。「第47条第1項第6号」と読み替えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	11	18	1	4	条件変更等	2行目冒頭に「施行」とありますが、「施工」と読み替えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	12	19	3	3, 4	要求水準書等の変更	「当該設計変更により発注者又は受注者に損害、損失または費用が生じた場合の負担を第1号から第4号に記載されていますが、第3号（不可抗力）および第4号（法令変更）の場合について、発注者に生じたものは、公共事業であることを考慮し、発注者自らにてご負担いただき、受注者に生じたものに限り第3号、第4号によるとしていただけませんか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
6	12	19	3	3	要求水準書等の変更	「請負代金額の100分の1に至るまでは、受注者の負担」となっていますが、この計算にあたっては、第29条によるものと合算して計算してよいと理解してよいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
7	13	19	6		要求水準書等の変更	設計変更が工期の変更を伴い、又は提案書の範囲を逸脱する場合については、第29条又は第29条の2の規定に従うとされていますが、以下のとおりの理解でよいでしょうか。 不可抗力により当該設計変更が生じた場合：請負代金額の100分の1に至る迄は、受注者の負担、それを超過した部分は、発注者の負担 法令変更により当該設計変更が生じた場合：当該法令変更が工事等に直接関係するものである場合は発注者の負担、それ以外の場合は受注者の負担	お見込みのとおりです。
8	14	25	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「本契約成立の日から12月」となっていますが、「12か月」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	17	31	7		検査及び引渡し	「完成図書その他の成果物」について、留置権、同時履行の抗弁権を放棄するとあります。第43条では前払金等の不払いによる工事中止の記載があることからすれば、ここでいう「完成図書その他の成果物」には工事目的物は含まず、図面等の図書のみを指していると理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
10	23	45	4, 5		履行遅滞の場合における 違約金等	不可抗力、法令変更の場合について、一定分については受注者に違約金を負担させるというものと理解します。一方で、第21条によると、受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事等を完成することができないときは、工期の延長変更を請求できるとなっています。不可抗力、法令変更は受注者の責めに帰すことができない事由であることが明らかであることを考えると、第21条により工期は延長されるところ、このように違約金を負担させるという内容は矛盾すると考えられます。そのため、第21条による取り扱いを正として扱ってよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
11	23	46	2	1	公共工事履行保証証券による保証の請求	「請負代金債券」とありますが、「請負代金債権」と読み替えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	26	47の4	2		発注者の損害賠償請求権等	「請負金額の10分の1に相当する金額以上の額」とありますが、違約金をあらかじめ定めるといふ条文の趣旨からすれば、「請負金額の10分の1に相当する金額」と読み替えてよいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
13	26	47の4	5		発注者の損害賠償請求権等	第1項1号の場合（工期内に工事等を完成することができないとき）の違約金について、第47条の4第5項において、第45条第1項、第2項と同内容の違約金が定められています。これらは重複せず、第45条第1項、第2項のみが適用されると理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
14	28	52	1		賠償の予定	第52条第1項に定める賠償について、同一事象により生じた限りにおいては、第47条の4第2項に定める違約金とは重複せず、いずれか金額の高い方が適用されると理解してよいでしょうか。	重複はしませんが、本条第3項に記載のとおりです。
15	30	58	3	4	秘密保持	「発注者のアドバイザー業務受託者」とは本事業のアドバイザーと理解してよろしいでしょうか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
16	30	58	4		秘密保持	情報公開等を行う場合において、開示する情報が受注者の営業秘密に該当する場合には、競争力に影響を与えるため、開示の範囲については事前にご協議願えませんでしょうか。	提案を可とします。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 6月 20日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

8 運営・維持管理業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	1	1	1		総則	解釈の優先順位に本質問回答書が記載されていません。基本契約書やその他の契約書記載のとおり、質問回答書は本約款と要求水準書の間順位と理解してよろしいでしょうか。もし約款の下に質問回答書の順位を位置づける場合は、各契約の理解を補うためのものでもありますので、解釈を補う範囲では参照されるものと理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
2	1	1	4	3)	不可抗力	不可抗力は、新型コロナ等の疫病・感染症も含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	含みません。
3	2	4	2		契約保証金（履行保証）	「保証対象額」には消費税相当額も含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、各年度の運営・維持管理業務委託料は、事業期間中全体の運営・維持管理業務委託料の総額を15で除した額の10分の1以上にならなくても良いとの認識でよろしいでしょうか。さらに、保証期間は履行期間、運営・維持管理期間と同一と考えてよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
4	8	第21条			車両・重機等	車両・重機等（ただし、資源物及び残渣物の運搬に必要な車両は除く。）とありますが、沈砂の運搬に必要な車両も対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	11	35	3		性能未達期間中に生じる費用の負担	不可抗力によって生じた「発注者が緊急代替処理を行うことによって生じる追加費用及び本施設の運転再開のための修理費」について、第46条の規定に従うとなっています。第46条によると、この費用負担は別紙4の定めるとおりとなっており、別紙4第3項によると、発注者に生じた費用及び損害は発注者が負担することとなっています。緊急代替処理費用は発注者に生じる費用であること、および本施設は発注者の所有物でありその損傷は発注者に生じた損害であることからすれば、第46条の規定に従うことにより、「発注者が緊急代替処理を行うことによって生じる追加費用及び本施設の運転再開のための修理費」は発注者にてご負担いただけるものと理解してよいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
6	12	38	4		搬入管理	5行目「第45条の規定に従う」とある箇所について、「第46条の規定に従う」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	15	第48条		3	本施設の改良保全	「第1項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により運営・維持管理業務委託料を低減できることを発注者又は受注者が明らかにした場合、発注者及び受注者は、当該新技術等の導入及び運営・維持管理業務委託料の減額について協議するものとする。」とありますが、成果の果実については、受託者も享受できることを前提に協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	契約交渉時における協議とします。
8	19	55	1		談合等不正行為による賠償の予定	違約金については第52条とは重複しないという理解でよろしいでしょうか。	重複はしませんが、本条第3項に記載のとおりです。
9	22	67	3		秘密保持	「発注者のアドバイザー業務受託者」とは本事業のアドバイザーと理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載のとおりです。
10	22	67	4		秘密保持	情報公開等を行う場合において、開示する情報が受注者の営業秘密に該当する場合には、競争力に影響を与えるため、開示の範囲については事前にご協議願えませんかでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
11	24	別紙1			モニタリング実施要領等	「要求水準及び契約条項を充たしていない場合」の例や具体的な基準は、落札者との協議によって決まるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	28	別紙3	1	(1)	本施設に係る運営・維持管理業務委託料等の算定方法 ※2	「単位は(kL)、小数点以下第2位(10L単位)までを有効桁数とする。」とありますが、小数点以下第2位以下は切り捨てとするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	28	別紙3	1	(1)	本施設に係る運営・維持管理業務委託料等の算定方法	電力料金算定に当たり参考としたいため、既設の月々の電力使用量、契約電力および力率等の解る資料などを3年分ご教示願います。	添付資料23のとおりです。
14	28	別紙3		1	A①変動費 B①固定費 i	電力使用料金について、設備毎に変動費と固定費 i に振り分けてもよろしいでしょうか。具体的に、搬入量の多寡にかかわらず電力使用が見込まれる建築設備等については、固定費に分類することが適切と考えますが如何でしょうか。	可とします。
15	28	別紙3	2	2	支払スケジュール	「運営・維持管理業務委託契約書」と記載がありますが、契約書本文のとおり、「本運営業務委託契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	29	別紙3	2	2	支払スケジュール	4行目と6行目に「運営・維持管理業務委託契約書」と記載がありますが、契約書本文のとおり、「本運営業務委託契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	29	別紙3	3	(1)	支払の対象となる費用 薬剤費	変動費の薬剤費において、脱臭等、処理量の変動によらず固定的な薬剤費がありますが、それらは固定費 i に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。その際の対価の算定方法は変動費と同じと考えてよろしいでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 88に記載のとおりです。
18	29	別紙3	3	(1)	支払の対象となる費用 電気代	変動費の電力使用料金において、脱臭・建築電力等、処理量の変動によらず固定的な電力量がありますが、それらは固定費 ii に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	4 様式集に対する質問 No. 19に記載のとおりとします。
19	29	別紙3	3	(1)	支払の対象となる費用 電気代	電力使用料金において、各供給事業者等との需給契約以外の単価には、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価、燃料費調整額単価等も含まれると考えてよろしいでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 87に記載のとおりです。
20	29	別紙3	3	(1)	支払の対象となる費用 補修費用	補修費用は「補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とする。」とありますが、補修人件費、補修部材も物価変動により変動するため、応札時の内訳を基準として、物価変動の考慮をしていただきたくお願い申し上げます。対価の算定方法は例えば、「消費税を除く企業向けサービス価格指数/機械修理」(日本銀行調査統計局)等を御考慮いただければ幸いです。	契約交渉時における協議とします。
21	29	別紙3	3	(1)	支払の対象となる費用 補修費用	補修費用は「支払金額の平準化に配慮」とありますが、予定した補修計画通りに機器類は故障するものではないので、「事業期間中において一律化」をしても良いと考えてよろしいでしょうか。その場合は様式第12号(別紙4)の固定費 iii は金額の一律化をして提出してよろしいでしょうか。	2-2 要求水準書に対する質問【運営・維持管理業務編】No. 25に記載のとおりです。
22	30	別紙3	1	(1)	委託費の内訳	薬品費(薬剤費)について、薬種ごとに固定費と変動費に振り分けてよろしいでしょうか。具体的に、搬入量の多寡に係わらず交換・補充が必要となる脱臭用活性炭・消臭剤等については、固定費に分類することと考えてよろしいでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 88に記載のとおりです。
23	30	別紙3	3	(1)	物価変動の指標	電力費について、単価を構成する燃料調整費、再生可能エネルギー賦課金は契約の変更に関わらず、定期的に変動されます。また、本事業では電力調達先が指定されています。以上のことから、電力費の変動については、単価の実績値に応じて精算されるという認識でよろしいでしょうか。	1 入札説明書に対する質問 No. 87に記載のとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
24	30	別紙3			物価変動等による改定	別紙3で示される改定の対象となる費用に係る指標において、あらかじめ指数に賦与されているデータコード等を明記して、受発注者ともに共通認識とするお考えはないでしょうか。	契約交渉時における協議とします。
25	30	別紙3			物価変動等による改定	別紙3で示される改定の対象となる費用において、(管理部)の意味合いをご教示いただけないでしょうか。	処理量により変動しない、管理部の電力料金等を指します。
26	30	別紙3			物価変動等による改定	委託料改定の指標について、光熱水費や水道・電気使用料についても他の指標と同様、客観的な指標から計算できる形にしていけないでしょうか。	契約交渉時における協議とします。
27	32	別紙4	1	(1)	不可抗力の場合の費用分担(第46条)	不可抗力が複数年にわたって発生したとしても、受注者の負担の上限は 運営・維持管理業務委託料を15で除した金額の100分の1以下の額との理解で宜しいでしょうか。	運営・維持管理業務委託契約書(案)に記載のとおりです。
28	32	別紙4	3		不可抗力の場合の費用分担	「不可抗力により本事業に関して発注者に生じた費用及び損害」は発注者の負担とあります。不可抗力により本施設に生じた損害(損傷等)は、本施設の所有権は発注者にあることからすれば、発注者に生じた損害と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	34	別紙6	2	(1)	運営維持管理業務	「地元雇用」について、定義は業務開始時点で市内在住者であることとの解釈でよろしいでしょうか。	業務開始時に市内で就業していることを指しますので、市内在住である必要はありません。

入札説明書等に関する質問に対する回答書

令和 5年 6月 20日

「鈴鹿市クリーンセンター整備事業」の入札説明書等に関する以下の質問について、次のとおり回答します。

9 解体工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
1	1	1	3		入札説明書等の優先順位	質問回答書については各契約よりも順位が下位になっています。質問回答書は、各契約の理解を補うためのものでもありますので、解釈を補う範囲では参照されるものと理解してよろしいでしょうか。	解体工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
2	5	5の2	2		著作権の譲渡等	成果物を利用する範囲は本事業のためのみと理解してよろしいでしょうか。また、公表する成果物に受注者の秘密情報が含まれている場合につきまして、使用する内容は、受注者の競争力に影響を与えることがありますので、その範囲については事前に受注者に確認させていただきますよう、お願いいたします。	解体工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
3	8	11の2	5		業務実施状況のモニタリング	「第47条第6号」とありますが、第47条は項分けされています。「第47条第1項第6号」と読み替えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	11	18	1	4	条件変更等	2行目冒頭に「施行」とありますが、「施工」と読み替えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	12	19	3	3, 4	要求水準書等の変更	「当該設計変更により発注者又は受注者に損害、損失または費用が生じた場合の負担を第1号から第4号に記載されていますが、第3号（不可抗力）および第4号（法令変更）の場合について、発注者に生じたものは、公共事業であることを考慮し、発注者自らにてご負担いただき、受注者に生じたものに限り第3号、第4号によるとしていただけませんか。	解体工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
6	12	19	3	3	要求水準書等の変更	「請負代金額の100分の1に至るまでは、受注者の負担」となっていますが、この計算にあたっては、第29条によるものと合算して計算してよいと理解してよいでしょうか。	解体工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
7	13	19	6		要求水準書等の変更	設計変更が工期の変更を伴い、又は提案書の範囲を逸脱する場合については、第29条又は第29条の2の規定に従うとされていますが、以下のとおりの理解でよいでしょうか。 不可抗力により当該設計変更が生じた場合：請負代金額の100分の1に至る迄は、受注者の負担、それを超過した部分は、発注者の負担 法令変更により当該設計変更が生じた場合：当該法令変更が工事等に直接関係するものである場合は発注者の負担、それ以外の場合は受注者の負担	お見込みのとおりです。
8	14	25	1		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「本契約成立の日から12月」となっていますが、「12か月」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	17	31	7		検査及び引渡し	「完成図書その他の成果物」について、留置権、同時履行の抗弁権を放棄するとあります。第43条では前払金等の不払いによる工事中止の記載があることからすれば、ここでいう「完成図書その他の成果物」には工事目的物は含まず、図面等の図書のみを指していると理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答内容
10	23	45	4, 5		履行遅滞の場合における 違約金等	不可抗力、法令変更の場合について、一定分については受注者に違約金を負担させるというものと理解します。一方で、第21条によると、受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事等を完成することができないときは、工期の延長変更を請求できるとなっています。不可抗力、法令変更は受注者の責めに帰すことのできない事由であることが明らかであることを考えると、第21条により工期は延長されるという内容に違約金を負担させるという内容は矛盾すると考えられます。そのため、第21条による取り扱いを正として扱ってよろしいでしょうか。	解体工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
11	23	46	2	1	公共工事履行保証証券による保証の請求	「請負代金債券」とありますが、「請負代金債権」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	26	47の4	2		発注者の損害賠償請求権等	「請負金額の10分の1に相当する金額以上の額」とありますが、違約金をあらかじめ定めるという条文の趣旨からすれば、「請負金額の10分の1に相当する金額」と読み替えてよいでしょうか。	解体工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
13	26	47の4	5		発注者の損害賠償請求権等	第1項1号の場合（工期内に工事等を完成することができないとき）の違約金について、第47条の4第5項において、第45条第1項、第2項と同内容の違約金が定められています。これらは重複せず、第45条第1項、第2項のみが適用されると理解してよろしいでしょうか。	解体工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
14	28	52	1		賠償の予定	第52条第1項に定める賠償について、同一事象により生じた限りにおいては、第47条の4第2項に定める違約金とは重複せず、いずれか金額の高い方が適用されると理解してよいでしょうか。	重複はしませんが、本条第3項に記載のとおりです。
15	30	58	3	4	秘密保持	「発注者のアドバイザー業務受託者」とは本事業のアドバイザーと理解してよろしいでしょうか。	解体工事請負契約書（案）に記載のとおりです。
16	30	58	4		秘密保持	情報公開等行う場合において、開示する情報が受注者の営業秘密に該当する場合には、競争力に影響を与えるため、開示の範囲については事前にご協議願えませんでしょうか。	提案を可とします。